

山梨県公報

号外第四十九号
令和五年
十一月二十六日
火曜日

目 次

条 例

- 山梨県再生資源物の不適正保管等の防止及び産業廃棄物の適正管理の促進 ………………三
に関する条例
- 山梨県知事、副知事、公営企業の管理者、教育長及び常勤監査委員の通勤手当及び期末手当支給条例及び山梨県特別職の秘書の職の指定等に関する条例を改正する ………………八
- 山梨県議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する ………………九
- 山梨県職員給与条例及び山梨県一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例 ………………九
- 山梨県学校職員給与条例及び山梨県一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例 ………………一八
- 山梨県警察職員給与条例及び山梨県一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例 ………………三九
- 山梨県職員給与条例等の一部を改正する条例 ………………四三
- 山梨県道路法施行条例及び山梨県流水占用料等に関する条例の一部を改正する条例 ………………四四

条例のあらまし

○ 山梨県再生資源物の不適正保管等の防止及び産業廃棄物の適正管理の促進に関する条例(条例第三十五号)(大気水質保全課)

- 1 この条例は、再生資源物の不適正な保管及び処理の防止並びに産業廃棄物の適正な管理に関し、県及び保管等事業者の責務等を明らかにするとともに、必要な事項を定め、再生資源物の適正な保管及び処理の推進により生活環境の保全を図り、あわせて産業廃棄物の適正な管理を促進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とした。
- 2 県及び保管等を行う事業者の責務並びに県民等の役割について定めることとした。
- 3 再生資源物(特定処理物及び特定収集物をいう。)及び産業廃棄物の保管に係る手続について定めることとした。

特定処理物

廃棄物を処理して作られた肥料等を特定処理物として定めるとともに、三百平方メートル以上の場所での保管に届出を義務付け、保管基準を定めることとした。

(二) 特定収集物

廃品として収集された金属製品等を特定収集物として定めるとともに、百平方メートルを超える事業場における保管又は処理に届出を義務付け、保管及び処理の基準を定めることとした。

(三) 産業廃棄物

(建設工事に伴い生じたものを除く。)

排出事業場外の三百平方メートル以上の場所での保管に届出を義務付けることとした。

保管等を行う者その他の関係者に対する報告徴収等について定めることとした。

再生資源物の保管等の基準違反に対する改善命令等について定めることとした。

届出義務違反、報告拒否、命令違反等に対する罰則について定めることとした。

○ 山梨県知事、副知事、公営企業の管理者、教育長及び常勤監査委員の通勤手当及び期末手当支給条例及び山梨県特別職の秘書の職の指定等に関する条例の一部を改正する条例(条例第三十六号)(人事課)

- 1 一般職の県職員の期末・勤勉手当の改定等に鑑み、特別職の職員に係る期末手当の支給割合を次とのおり改定することとした。
- (一) 令和五年度十二月期の期末手当の支給月数を一・七五月分に引き上げる。
- (二) 令和六年度以降の六月期及び十二月期の期末手当の支給月数をそれぞれ一・七月分に引き上げる。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、1(二)については、令和六年四月一日から適用することとした。

○ 山梨県議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例(条例第三十七号)(人事課)

- 1 一般職の県議員の期末・勤勉手当の改定等に鑑み、県議会議員の期末手当の支給割合を次のとおり改定することとした。
- (一) 令和五年度十二月期の期末手当の支給月数を一・七五月分に引き上げる。
- (二) 令和六年度以降の六月期及び十二月期の期末手当の支給月数をそれぞれ一・七月分に引き上げる。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、1(二)については、令和六年四月一日から施行することとした。

3 1(一)については、令和五年十二月一日から適用することとした。

○ 山梨県職員給与条例及び山梨県一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（条例第三十八号）（人事課）

1 山梨県人事委員会の山梨県議会議長及び山梨県知事に対する令和五年十月十七日付けの給与に関する勧告等に鑑み、次の改正を行うこととした。

(一) 給料表の改定 初任給を始め若年層に重点を置いて給料月額を改定する（平均改定率一・〇%）。

(二) 諸手当の改定

(1) 初任給調整手当

ア 医療職給料表（一）の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるものについては月額四十一万五千六百円（現行四十一万四千八百円）に引き上げる。

イ 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職（アに掲げる職を除く。）については五万千百円（現行五万八百円）に引き上げる。

(2) 期末・勤勉手当

ア 令和五年度十二月期の期末手当の支給月数を一・二五月分に、勤勉手当の支給月数を一・〇五月分に引き上げる。

イ 令和六年度以降の六月期及び十二月期の期末手当の支給月数をそれぞれ一・二二五月分に、勤勉手当の支給月数をそれぞれ一・〇二五月分に引き上げる。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、1(一)(2)イについては、令和六年四月一日から施行することとした。

3 1(一)及び(二)(1)については令和五年四月一日から、1(一)(2)アについては同年十二月一日から適用することとした。

○ 山梨県学校職員給与条例及び山梨県一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（条例第三十九号）（福利給与課）

1 山梨県人事委員会の山梨県議会議長及び山梨県知事に対する令和五年十月十七日付けの給与に関する勧告等に鑑み、次の改正を行なうこととした。

(一) 給料表の改定 初任給を始め若年層に重点を置いて給料月額を改定する（平均改定率一・〇%）。

(二) 期末・勤勉手当の改定

(1) 令和五年度十二月期の期末手当の支給月数を一・二五月分に、勤勉手当の支給月数を一・〇五月分に引き上げる。

(2) 令和六年度以降の六月期及び十二月期の期末手当の支給月数をそれぞれ一・二二五月分に、勤勉手当の支給月数をそれぞれ一・〇二五月分に引き上げる。

2

この条例は、令和五年四月一日から施行することとした。

2 二五月分に、勤勉手当の支給月数をそれぞれ一・〇二五月分に引き上げる。

3 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、1(一)(2)については、令和六年四月一日から施行することとした。

1 山梨県人事委員会の山梨県議会議長及び山梨県知事に対する令和五年十月十七日付けの給与に関する勧告等に鑑み、次の改正を行なうこととした。

(一) 給料表の改定 初任給を始め若年層に重点を置いて給料月額を改定する（平均改定率一・〇%）。

(二) 期末・勤勉手当の改定

(1) 令和五年度十二月期の期末手当の支給月数を一・二五月分に、勤勉手当の支給月数を一・〇五月分に引き上げる。

(2) 令和六年度以降の六月期及び十二月期の期末手当の支給月数をそれぞれ一・二二五月分に、勤勉手当の支給月数をそれぞれ一・〇二五月分に引き上げる。

2

この条例は、令和五年四月一日から施行することとした。

1 山梨県職員給与条例等の一部を改正する条例（条例第四十一号）（人事課）

2 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、1(一)(2)については、令和六年四月一日から施行することとした。

3 1(一)については令和五年四月一日から、1(一)(1)については同年十二月一日から適用することとした。

4 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、1(一)(2)については、令和六年四月一日から施行することとした。

1 ○ 山梨県職員給与条例等の一部を改正する条例（条例第四十一号）（人事課）

2 地方自治法の一部改正に鑑み、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給を可能とするため、次の改正を行うこととした。

(一) 次に掲げる条例において、会計年度任用職員に対し、勤勉手当を支給することを定めることとした。

(1) 山梨県職員給与条例

(2) 山梨県警察職員給与条例

(3) 山梨県学校職員給与条例

(4) 山梨県非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例

(二) 次に掲げる条例において、地方自治法の一部改正に伴う条項ずれのための規定の整理を行うこととした。

(1) 山梨県監査委員条例

(2) 山梨県知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例

2 この条例は、令和六年四月一日から施行することとした。

○ 山梨県道路法施行条例及び山梨県流水占用料等に関する条例の一部を改正する条例

(条例第四十二号) (道路管理課)

改正を行うこととした。

1 道路法施行令の一部改正等に鑑み、県が管理する道路に係る占用料等について次の

(一) 山梨県道路法施行条例の一部改正

(1) 県が管理する道路に係る占用料の額を、国が管理する道路に係る占用料等の額に準じて改定する。

(2) 占用入札における占用料の額の最低額の下限の額については、現行の占用料の額に基づく基準として算出することとする。

(二) 山梨県流水占用料等に関する条例の一部改正

河川に係る土地占用料の額を、県が管理する道路に係る占用料の額に準じて改定する。

2 この条例は、令和六年四月一日から施行することとした。

条 例

山梨県再生資源物の不適正保管等の防止及び産業廃棄物の適正管理の促進に関する条例をここに公布する。

令和五年十二月二十六日

山梨県知事 長崎幸太郎

山梨県条例第三十五号

山梨県再生資源物の不適正保管等の防止及び産業廃棄物の適正管理の促進に関する条例

目次

- 第一章 総則 (第一条～第七条)
- 第二章 再生資源物及び産業廃棄物に係る措置 (第八条～第十八条)
- 第三章 雜則 (第十九条～第二十四条)
- 第四章 罰則 (第二十五条～第二十八条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、再生資源物の不適正な保管及び処理の防止並びに産業廃棄物の適正な管理に関し、県及び保管等事業者の責務等を明らかにするとともに、必要な事項を定め、再生資源物の適正な保管及び処理の推進により生活環境の保全を図り、あわ

せて産業廃棄物の適正な管理を促進し、もつて現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「廃棄物」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第二百三十七号。以下「法」という。)第二条第一項に規定する廃棄物をいう。

2 この条例において「産業廃棄物」とは、法第二条第四項に規定する産業廃棄物をいう。

3 この条例において「特定処理物」とは、次に掲げる物(廃棄物を除く。)をいう。

一 肥料(原料の全部又は一部に汚泥その他規則で定める有機物を使用したものであって液状のもの以外のものに限る。)

二 前号の肥料を製造する過程にある物(液状のもの以外のものに限る。)

三 木材を切断し、又は破碎した小片その他これに類する形状の物

四 建設工事に利用される物であって次に掲げるもの

イ 汚泥(無機性のものであって産業廃棄物であるものに限る。)を固化、混練、焼成その他規則で定める方法により再生したものであって土砂と同様の形状又は性状を有するもの

ロ 陶磁器くず(産業廃棄物に限る。)を破碎し、又は粉碎したもの

ハ ガラスを破碎したもの

4 この条例において「特定収集物」とは、次に掲げる物(廃棄物、法第十七条の二第一項に規定する有害使用済機器並びに使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成十四年法律第八十七号)第二条第二項に規定する使用済自動車、同条第三項に規定する解体自動車及び同条第四項に規定する特定再資源化物品を除く。)をいう。

一 収集された物品のうち、その使用を終了し、かつ、原材料として利用され得るものであつて、その全部又は一部に金属が用いられているもの(次号に該当するものを除く。)

二 収集された自動車用のタイヤ(本邦における自動車への装着を目的とした商品を除く。)

三 その他前二号に掲げる物と一体として保管されている物

5 この条例において「再生資源物」とは、特定処理物及び特定収集物をいう。

6 この条例において「処理」とは、破碎、圧縮、分解、分別その他これらに類する作業をいう。

7 この条例において「保管等事業者」とは、再生資源物の保管若しくは処理を行い、又は産業廃棄物の保管を行つ事業者をいう。

(県の責務)

第三条 県は、この条例の趣旨にのつとり、再生資源物の不適正な保管及び処理の防止並びに産業廃棄物の適正な管理に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、前項の施策を実施するときは、市町村との連携に努めるものとする。
(保管等事業者の責務)

第四条 保管等事業者は、この条例の趣旨にのつとり、再生資源物の保管若しくは処理又は産業廃棄物の保管に起因する生活環境の保全上の支障が生じないように必要な措置を講ずるものとする。
(事業者及び県民の役割)

第五条 事業者及び県民は、この条例の趣旨にのつとり、再生資源物の適正な保管及び処理についての関心と理解を深めるとともに、県が実施する施策に協力するよう努めるものとする。
(土地所有者等の役割)

第六条 再生資源物の保管若しくは処理又は産業廃棄物の保管の用に供される土地の占有者は、この条例の趣旨にのつとり、県が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

2 再生資源物の保管若しくは処理又は産業廃棄物の保管の用に供される土地の占有者は、この条例の趣旨にのつとり、当該土地を適正に管理するよう努めるとともに、県が実施する施策に協力するよう努めるものとする。
(通報)

第七条 再生資源物の不適正な保管若しくは処理又は産業廃棄物の不適正な保管を発見した者は、速やかに、これを県に通報するよう努めるものとする。
(特定処理物の保管場所の届出)

第八条 特定処理物の保管(次に掲げる保管を除く。)の用に供する場所の面積が三百平方メートル以上である場所において、当該保管を行う者(以下「特定処理物保管者」という。)は、あらかじめ、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。

一 畜産業を営む者が行う第二条第三項第一号又は第二号に掲げる物の保管

二 第二条第三項第一号に掲げる物を使用する場所で行う当該物の一時的な保管

三 第二条第三項第四号に掲げる物を使用する建設工事の現場又はその付近で行う当該物の一時的な保管

四 販売のために包装された特定処理物(第二条第三項第二号に掲げる物を除く。)
の保管

2 前項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した書面を知事に提出してしなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 保管する場所の所在地及び面積

三 保管する特定処理物の種類

四 保管する量の上限

五 屋外において特定処理物を容器を用いずに保管する場合にあつては、その旨及び規則で定める高さのうち最高のもの

六 特定処理物の取扱いの計画

七 保管を開始する年月日

八 その他規則で定める事項

3 第一項の規定による届出には、保管する場所の平面図及びその付近の見取図その他規則で定める書類及び図面を添付しなければならない。

4 第一項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、適用しない。

一 法第十四条第六項の規定による許可を受けた事業の用に供される場所において当該許可に係る種類の産業廃棄物を原料とした特定処理物(その製造の過程において当該許可に係る種類の産業廃棄物を原料とした特定処理物を含む。)の保管を行う場合

二 法第十五条第一項の規定による許可を受けた産業廃棄物処理施設(同項に規定する産業廃棄物処理施設をいう。第十六条第四項第五号において同じ。)と近接してこれと一体的に利用される場所において当該許可に係る種類の産業廃棄物を原料とした特定処理物の保管を行う場合
(変更及び廃止の届出)

第九条 前条第一項の規定による届出をした者(以下この条において「届出者」といいう。)は、当該届出に係る同条第二項第二号から第六号まで又は第八号に掲げる事項を変更するときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

2 届出者は、当該届出に係る前条第一項第一号に掲げる事項を変更したときは、変更した日から三十日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

3 届出者は、当該届出に係る保管を行わなくなつたときは、当該保管を行わなくなつた日から三十日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(特定処理物保管基準)

第十条 特定処理物保管者は、次に掲げる特定処理物の保管に関する基準(第二十一条

第一項及び第二十二条第一項において「特定処理物保管基準」という。)に従い、特定処理物を保管しなければならない。

一 次に掲げる要件を満たす場所で保管すること。

イ 保管する場所の周囲に開いが設けられていること。

口 規則で定めるところにより、外部から見やすい箇所に特定処理物を保管する場所である旨その他特定処理物の保管に関し必要な事項を表示した掲示板が設けられていること。

二 保管する場所から特定処理物が飛散し、及び流出しないように次に掲げる措置を講ずること。

イ 保管する特定処理物の荷重が直接開いにかかり、又はかかるおそれがある構造である場合にあっては、当該開いが、当該荷重に対し構造耐力上安全であり、かつ、その高さが規則で定める高さを超えるようにすること。

口 屋外において特定処理物を容器を用いずに保管する場合にあっては、積み上げられた特定処理物の高さが規則で定める高さを超えないようにすること。

三 特定処理物の保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合にあっては、当該汚水が公共の水域に流出し、及び地下に浸透しないように、必要な排水溝その他の設備を設けるとともに、底面を不浸透性の材料で覆うこと。

四 保管する場所から悪臭が発散するおそれがある場合にあっては、悪臭の発散により生活環境の保全上の支障が生じないように必要な措置を講ずること。

五 特定処理物の温度の上昇により発火するおそれがある場合にあっては、発火する温度に達しない温度に保つように規則で定める必要な措置を講ずること。

六 保管する場所におけるねずみの生息及び蚊はえその他の害虫の発生により、生活環境の保全上の支障が生じないように必要な措置を講ずること。

(管理簿の備付け)

第十一條 特定処理物保管者は、その保管する特定処理物の種類ごとの搬入及び搬出の状況について管理簿を備え、規則で定める事項を記載しなければならない。

2 前項の管理簿は、一年ごとに閉鎖し、閉鎖後五年間保存しなければならない。
(特定収集物に係る事業場の届出)

第十二条 特定収集物の保管又は処理(次に掲げる保管又は処理を除く。)を業として行う場合において、当該保管又は処理を行う者(以下「特定収集物保管等事業者」という。)は、当該業の用に供する一団の土地(以下この条及び次条において「事業場」という。)ごとに、あらかじめ、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。

一 事業場の面積が百平方メートルを超えない場所において行う特定収集物の保管又

は処理

二 特定収集物の保管又は処理以外の事業をその本来の業務として行う事業者が、当該本来の業務に付随して行う特定収集物の一時的な保管

2 前項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した書面を知事に提出してしなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 事業の範囲

三 事業場の所在地及び敷地面積

四 保管する場所の所在地及び面積

五 保管する特定収集物の種類

六 保管する量の上限

七 屋外において特定収集物を容器を用いずに保管する場合にあっては、その旨及び規則で定める高さのうち最高のもの

八 処理を行う場合にあっては、当該処理の場所の所在地及び処理を行う特定収集物の種類

九 事業の用に供する施設を設置する場合にあっては、当該施設の種類、数量、設置場所、設置年月日及び処理能力

十 事業の計画

十一 事業を開始する年月日

十二 その他規則で定める事項

十三 第一項の規定による届出には、事業場の平面図及びその付近の見取図その他規則で定める書類及び図面を添付しなければならない。

4 第一項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、適用しない。

一 法第十四条第六項の規定による金属くずの処分に係る許可を受けた事業の用に供される場所において第二条第四項第一号に掲げる物の保管又は処理を行う場合

二 法第十四条第六項の規定による廃プラスチック類又は金属くずの処分に係る許可を受けた事業の用に供される場所において第二条第四項第一号に掲げる物の保管を行いう場合

(変更及び廃止の届出)

第十三条 前条第一項の規定による届出をした者(以下この条において「届出者」という。)は、当該届出に係る同条第二項第二号から第十号まで又は第十二号に掲げる事項を変更するときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

した日から三十日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

3 届出者は、当該届出に係る事業場を廃止したときは、当該事業場の廃止の日から三十日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(特定収集物保管等基準)

第十四条 特定収集物保管等事業者は、次に掲げる特定収集物の保管及び処理に関する基準(第二十一条第二項及び第二十二条第二項において「特定収集物保管等基準」という。)に従い、特定収集物の保管又は処理を行わなければならない。

一次に掲げる要件を満たす場所で保管すること。

イ 保管する場所の周囲に囲いが設けられていること。

ロ 規則で定めるところにより、外部から見やすい箇所に特定収集物を保管する場所である旨その他特定収集物の保管に関し必要な事項を表示した掲示板が設けられていること。

二 保管又は処理を行う場所から特定収集物が飛散し、及び流出しないように次に掲げる措置を講ずること。

イ 保管する特定収集物の荷重が直接囲いにかかり、又はかかるおそれがある構造である場合にあっては、当該囲いが、当該荷重に対して構造耐力上安全であり、かつ、その高さが規則で定める高さを超えるようにすること。

ロ 屋外において特定収集物を容器を用いずに保管する場合にあっては、積み上げられた特定収集物の高さが規則で定める高さを超えないようにすること。

三 特定収集物の保管又は処理に伴い汚水が生ずるおそれがある場合にあっては、当該汚水が公共の水域に流出し、及び地下に浸透しないよう、必要な排水溝その他の設備を設けるとともに、底面を不浸透性の材料で覆うこと。

四 保管又は処理を行う場所から悪臭が発散するおそれがある場合にあっては、悪臭の発散により生活環境の保全上の支障が生じないように必要な措置を講ずること。

五 保管又は処理を行う場所において特定収集物に電池、潤滑油その他の火災の発生のおそれがあるものが含まれる場合にあっては、火災が発生しないように技術的に可能な範囲でこれらを適正に回収し、又は処分すること。

六 保管又は処理を行う場合にあっては、当該騒音又は振動が発生する場合に必要な措置を講ずること。

七 保管する場所におけるねずみの生息及び蚊、はえその他の害虫の発生により、生活環境の保全上の支障が生じないように必要な措置を講ずること。
(管理簿の備付け)

第十五条 特定収集物保管等事業者は、その保管する特定収集物の種類ごとの搬入及び搬出の状況について管理簿を備え、規則で定める事項を記載しなければならない。

2 前項の管理簿は、一年ごとに閉鎖し、閉鎖後五年間保存しなければならない。

(産業廃棄物の保管場所の届出)

第十六条 事業者は、その事業活動に伴って生じた産業廃棄物(汚泥、廃プラスチック類その他規則で定めるものに限る。以下この項及び第十九条において同じ。)を当該産業廃棄物が生じた事業場の外において、自ら保管(当該保管の用に供する場所の面積が三百平方メートル以上である場所において行う保管に限る。)を行うときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 保管する場所の所在地及び面積

三 保管する産業廃棄物の種類

四 積替えのための保管の上限又は処分若しくは再生のための保管の上限

五 屋外において産業廃棄物を容器を用いずに保管する場合にあっては、その旨及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和四十六年厚生省令第三十五号)第一条の六の規定の例による高さのうち最高のもの

六 産業廃棄物の運搬、保管及び処分の計画

七 保管を開始する年月日

八 その他規則で定める事項

2 非常災害のために必要な応急措置として行う場合その他の規則で定める場合における前項の規定の適用については、同項中「行うときは、あらかじめ」とあるのは「行つたときは、自ら保管を行つた日から起算して十四日以内に」と、「掲げる事項」とあるのは「掲げる事項(第六号に掲げる事項を除く。)」と、同項第二号、第三号及び第五号中「保管する」とあるのは「保管した」と、同項第七号中「開始する」とあるのは「開始した」とする。

3 第一項の規定による届出には、保管する場所の平面図及びその付近の見取図その他規則で定める書類及び図面を添付しなければならない。

4 前三項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、適用しない。

一 法第十二条第三項又は第十二条の二第三項の届出を要する保管を行う場合

二 法第十二条の七第一項の規定による認定を受けた者が当該認定に係る産業廃棄物の保管を行う場合

三 法第十四条第一項又は第十四条の四第一項の規定による許可を受けた事業(当該事業の範囲に積替えのための保管を含むものに限る。)の用に供される場所において

て保管する場合

四 法第十四条第六項又は第十四条の四第六項の規定による許可を受けた事業の用に供される場所において保管する場合

五 法第十五条第一項の規定による許可を受けた産業廃棄物処理施設と近接してこれと一体的に利用される場所において保管する場合

六 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成十三年法律第六十五号）第八条第一項（同法第十五条において準用する場合を含む。）の届出をする保管を行う場合

（変更及び廃止の届出）

第十七条 前条第一項の規定による届出をした者（以下この条において「届出者」といふ。）は、当該届出に係る同項第二号から第六号まで又は第八号に掲げる事項を変更するときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

2 届出者は、当該届出に係る前条第一項第一号に掲げる事項を変更したときは、変更した日から三十日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

3 届出者は、当該届出に係る保管を行わなくなつたときは、当該保管を行わなくなつた日から三十日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならぬ。

（管理簿の備付け）

第十八条 第十六条第一項又は法第十二条第三項若しくは第四項若しくは法第十二条の二第三項若しくは第四項の保管を行い、又は行つた者は、その保管に係る産業廃棄物の種類ごとの搬入及び搬出の状況について管理簿を備え、規則で定める事項を記載しなければならない。ただし、当該産業廃棄物について法第十二条第十三項又は法第十二条の二第十四項において準用する法第七条第十五項の規定により帳簿を備えることとされる事業者については、この限りでない。

2 前項の管理簿は、一年ごとに閉鎖し、閉鎖後五年間保存しなければならない。

第三章 雜則

（報告の徴収）

第十九条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、再生資源物等の保管等を行つた場所において、再生資源物若しくはその疑いのある物の保管若しくは処理又は産業廃棄物若しくはその疑いのある物の保管（以下この条及び次条第一項において「再生資源物等の保管等」という。）を行う者その他関係者に対し、再生資源物等の保管等に関し必要な報告を求めることができる。（立入検査）

第二十条

知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、再生資源物等の保管等を行つた場所、再生資源物等の保管等を行つた他の関係者の事務所、事業場その他の場所に立ち入り、当該再生資源物等の保管等の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（改善命令等）

第二十二条 特定処理物保管者が特定処理物保管基準に適合しない特定処理物の保管を行つた場合には、知事は、当該特定処理物保管者に対し、期限を定めて、当該特定処理物の保管の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを命じ、又はその措置の実施に必要な限度において、期限を付して保管する場所への当該特定処理物の搬入の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 特定収集物保管等事業者が特定収集物保管等基準に適合しない特定収集物の保管又は処理を行つた場合には、知事は、当該特定収集物保管等事業者に対し、期限を定めて、当該特定収集物の保管若しくは処理の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを命じ、又はその措置の実施に必要な限度において、期限を付して保管若しくは処理を行う場所への当該特定収集物の搬入の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

（措置命令等）

第二十二条 特定処理物保管者が特定処理物保管基準に適合しない特定処理物の保管を行つた場合において、生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、知事は、当該特定処理物保管者に対し、その必要な限度において、期限を定めて、その支障の除去若しくは発生の防止のために必要な措置を講ずべきことを命じ、又はその措置の実施に必要な限度において、期限を付して保管する場所への当該特定処理物の搬入の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 特定収集物保管等事業者が特定収集物保管等基準に適合しない特定収集物の保管又は処理を行つた場合において、生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、知事は、当該特定収集物保管等事業者に対し、その必要な限度において、期限を定めて、その支障の除去若しくは発生の防止のために必要な措置を講ずべきことを命じ、又はその措置の実施に必要な限度において、期限を付して保管する場所への当該特定処理物の搬入の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(適用除外)
第二十三条 第八条から前条までの規定は、国及び地方公共団体には、適用しない。

(規則への委任)
第二十四条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第四章 罰則

(罰則)

第二十五条 第二十二条の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第二十六条 第二十一条の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第八条第一項の規定に違反して、届出をしないで、又は虚偽の届出をして、特定処理物の保管を行つた者

二 第九条第一項の規定に違反して、届出をしないで、又は虚偽の届出をして、第八条第二項第二号から第六号まで又は第八号に掲げる事項を変更した者

三 第十二条第一項の規定に違反して、届出をしないで、又は虚偽の届出をして、特定収集物の保管又は処理を行つた者

四 第十三条第一項の規定に違反して、届出をしないで、又は虚偽の届出をして、第十二条第二項第二号から第十号まで又は第十二号に掲げる事項を変更した者

五 第十六条第一項の規定に違反して、届出をしないで、又は虚偽の届出をして、産業廃棄物の保管を行つた者

六 第十七条第一項の規定に違反して、届出をしないで、又は虚偽の届出をして、第十六条第二項第二号から第六号まで又は第八号に掲げる事項を変更した者

七 第十九条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

八 第二十条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

(両罰規定)

第二十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関する、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対する各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、令和六年七月一日から施行する。

(特定処理物の届出等に関する経過措置)

第三条 この条例の施行の際現に第十二条第一項の規定による届出を要する特定収集物の保管又は処理を行つてゐる者に係る同項の規定の適用については、同項中「あらかじめ」とあるのは、「この条例の施行の日から起算して一月を経過する日までに」とし、第十四条の規定は、この条例の施行の日から起算して六月を経過する日までの間は、適用しない。

第四条 この条例の施行の際現に第十六条第一項の規定による届出を要する産業廃棄物の保管を行つてゐる事業者に係る同項の規定の適用については、同項中「あらかじめ」とあるのは、「この条例の施行の日から起算して一月を経過する日までに」とすめ」とあるのは、「この条例の施行の日から起算して一月を経過する日までに」とする。

(産業廃棄物の届出に関する経過措置)

第五条 この条例の施行の際現に第十六条第一項の規定による届出を要する産業廃棄物の保管を行つてゐる事業者に係る同項の規定の適用については、同項中「あらかじめ」とあるのは、「この条例の施行の日から起算して一月を経過する日までに」とすめ」とあるのは、「この条例の施行の日から起算して一月を経過する日までに」とする。

令和五年十二月二十六日

山梨県知事 長崎幸太郎

山梨県条例第三十六号

山梨県知事、副知事、公営企業の管理者、教育長及び常勤監査委員の通勤手当及び期末手当支給条例及び山梨県特別職の秘書の職の指定等に関する条例の一部を改正する条例

(山梨県知事、副知事、公営企業の管理者、教育長及び常勤監査委員の通勤手当及び期末手当支給条例の一部改正)

第一条 山梨県知事、副知事、公営企業の管理者、教育長及び常勤監査委員の通勤手当及び期末手当支給条例(昭和二十七年山梨県条例第四十九号)の一部を次のように改正する。

第三条中「百分の百六十五」を「百分の百七十五」に改める。

第二条 山梨県知事、副知事、公営企業の管理者、教育長及び常勤監査委員の通勤手当

及び期末手当支給条例の一部を次のように改正する。

第三条中「百分の百七十五」を「百分の百七十」に改める。

(山梨県特別職の秘書の職の指定等に関する条例の一部改正)

第三条 山梨県特別職の秘書の職の指定等に関する条例（令和元年山梨県条例第一号）

の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「百分の百六十五」を「百分の百七十五」に改める。

第四条 山梨県特別職の秘書の職の指定等に関する条例（令和元年山梨県条例第一号）

の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「百分の百七十五」を「百分の百七十」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条及び第四条の規定は、令和六年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の山梨県知事、副知事、公営企業の管理者、教育長及び常勤監査委員の通勤手当及び期末手当支給条例（次項において「改正後の条例」という。）の規定及び第三条の規定による改正後の山梨県特別職の秘書の職の指定等に関する条例（次項において「改正後の特別職秘書条例」という。）の規定は、令和五年十二月一日から適用する。

(期末手当の内払)

3 改正後の条例又は改正後の特別職秘書条例の規定を適用する場合においては、第一条の規定による改正前の山梨県知事、副知事、公営企業の管理者、教育長及び常勤監査委員の通勤手当及び期末手当支給条例又は第三条の規定による改正前の山梨県特別職の秘書の職の指定等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

山梨県職員給与条例及び山梨県一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年十二月二十六日

山梨県知事 長崎幸太郎

山梨県条例第三十八号

山梨県職員給与条例及び山梨県一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(山梨県職員給与条例の一部改正)

第一条 山梨県職員給与条例（昭和二十七年山梨県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第十四条の五第一項第一号中「四十一万四千八百円」を「四十一万五千六百円」に改め、同項第二号中「五万八百円」を「五万一千百円」に改める。

第三十二条第一項各号列記以外の部分中「百分の百二十」を「百分の百二十五」に、「百分の百」を「百分の百五」に改め、同項第二号中「百分的百二十」を「百分的百二十五」に、「百分的六十七・五」を「百分的七十」に、「百分的百」を「百分的五百」に、「百分的五十七・五」を「百分的六十」に改める。

第三十三条第二項第一号中「百分的百」を「百分的百五」に、「百分的百二十」を「百分的百二十五」に改め、同項第二号中「百分的四十七・五」を「百分的五十」に、「百分的五十七・五」を「百分的六十」に改める。

別表第一から別表第四までを次のように改める。

正する。

第五条第二項中「百分の百七十五」を「百分の百七十」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和六年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の山梨県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）の規定は、令和五年十二月一日から適用する。

(期末手当の内払)

3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第一条の規定による改正前の山梨県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

山梨県職員給与条例及び山梨県一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年十二月二十六日

山梨県知事 長崎幸太郎

山梨県条例第三十七号

山梨県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

(山梨県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第一条 山梨県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和三十一年山梨県条例第六十三号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「百分の百六十五」を「百分の百七十五」に改める。

第二条 山梨県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改める。

別表第一（第六条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額								
	1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500	410,300	459,900
	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100	412,700	463,000
	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500	415,200	466,000
	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900	417,600	469,000
	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800	419,500	472,000
	6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300	421,600	475,000
	7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600	423,700	478,000
	8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100	425,900	481,100
	9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500	427,800	483,800
	10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100	429,900	486,900
	11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700	432,000	489,900
	12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300	433,900	493,000
	13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600	435,600	495,700
	14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900	437,400	498,000
	15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100	439,300	500,300
	16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400	441,200	502,600
	17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200	443,000	504,600
	18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100	444,800	506,000
	19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000	446,600	507,500
	20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800	448,300	508,900
	21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600	450,100	510,100
	22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400	451,600	511,500
	23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200	453,000	513,000
	24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000	454,500	514,500
	25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600	455,900	515,600
	26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100	457,200	516,700
	27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600	458,500	517,900
	28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100	459,700	519,100
	29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600	460,700	520,100
	30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900	461,400	521,000
	31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200	462,200	521,900
	32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400	462,900	522,800
	33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600	463,600	523,600
	34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900	464,400	524,500
	35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200	465,100	525,200
	36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400	465,700	525,700
	37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600	466,200	526,400
	38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400	466,800	527,000
	39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200	467,400	527,800
	40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000	468,000	528,400

山 梨 県 公 報 号 外	41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600	468,500	528,900
	42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300	469,000	
	43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000	469,400	
	44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700	469,700	
	45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500	470,000	
	46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300		
	47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700		
	48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400		
	49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900		
	50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300		
第四 九 号	51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700		
	52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100		
	53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500		
	54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900		
	55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300		
	56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600		
	57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900		
	58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300		
	59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600		
	60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900		
令和 五 年 十一 月 二 十六 日	61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200		
	62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300			
	63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600			
	64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900			
	65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200			
	66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500			
	67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800			
	68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100			
	69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300			
	70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600			
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900			
	72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100			
	73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300			
	74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600			
	75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900			
	76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100			
	77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300			
	78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600			
	79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900			
	80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100			
一一	81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300			
	82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600			
	83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900			
	84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100			
	85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300			
	86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300				
	87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600				
	88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800				

89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000
90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300
91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600
92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800
93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000
94		295,900	343,600		
95		296,200	344,100		
96		296,600	344,500		
97		296,800	344,700		
98		297,100	345,100		
99		297,500	345,500		
100		297,900	345,800		
101		298,100	346,100		
102		298,400	346,500		
103		298,800	346,900		
104		299,100	347,300		
105		299,300	347,800		
106		299,600	348,200		
107		300,000	348,600		
108		300,300	349,000		
109		300,500	349,500		
110		300,900	349,900		
111		301,300	350,200		
112		301,600	350,500		
113		301,800	351,000		
114		302,000			
115		302,300			
116		302,700			
117		302,900			
118		303,100			
119		303,400			
120		303,700			
121		304,100			
122		304,300			
123		304,600			
124		304,900			
125		305,200			

定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額								
		円	円	円	円	円	円	円	円	
		188,700	216,200	256,200	275,600	290,700	316,200	358,000	391,200	442,400

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第二（第六条関係）

山梨県公報号外

医療職給料表

イ 医療職給料表(一)

職員の区分	職務の級 号 級	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
第四十九号 令和五年十一月二十六日	1	264,700	346,600	406,900	474,700
	2	267,200	349,600	409,600	477,000
	3	269,600	352,400	412,100	479,200
	4	272,000	355,300	414,700	481,500
	5	274,100	357,800	417,100	483,700
	6	277,600	360,800	419,100	485,800
	7	281,100	363,800	420,900	488,000
	8	284,500	366,600	422,800	490,000
	9	288,100	368,700	424,600	491,900
	10	291,600	371,200	427,300	494,000
	11	295,200	373,900	429,800	496,100
	12	298,700	376,400	432,200	498,200
	13	302,200	379,100	434,400	500,300
	14	306,100	382,500	436,900	502,200
	15	310,000	385,500	438,900	504,300
	16	313,600	388,800	441,000	506,400
	17	317,200	391,800	443,000	508,300
	18	320,700	394,400	445,200	510,300
	19	324,200	396,800	447,400	512,300
	20	327,700	399,300	449,500	514,100
	21	331,300	401,900	450,900	515,900
	22	335,000	403,900	453,300	517,700
	23	338,400	405,500	455,600	519,500
	24	341,700	407,100	457,800	521,300
	25	345,000	408,800	459,800	522,900
	26	347,500	411,000	462,100	524,700
	27	350,000	413,100	464,300	526,500
	28	352,300	415,100	466,600	528,300
	29	354,400	417,200	468,700	529,900
	30	356,100	419,300	470,900	531,700
	31	357,800	420,900	473,200	533,500
	32	359,600	422,600	475,300	535,300
	33	361,500	424,500	477,100	536,900
	34	363,700	426,000	479,200	538,700
	35	365,800	427,800	481,300	540,400
	36	367,800	429,600	483,300	542,100
	37	369,700	431,500	485,400	543,700
	38	371,900	433,500	487,100	545,300
	39	374,000	435,300	488,900	546,700
	40	376,000	437,200	490,700	548,300
	41	378,000	439,000	492,300	549,800
	42	378,700	440,700	494,100	551,200
	43	379,300	442,400	495,900	552,600
	44	380,000	444,200	497,500	553,900
	45	380,900	446,000	498,900	555,100
	46	382,200	447,800	500,600	556,100
	47	383,500	449,500	502,400	557,100
	48	384,800	451,200	504,100	558,100

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	49	385,600	452,800	505,600	559,100
	50	386,400	454,500	506,900	560,000
	51	387,200	456,200	508,200	560,900
	52	387,700	457,900	509,500	561,800
	53	388,500	459,800	510,500	562,600
	54	389,300	461,000	511,800	563,500
	55	390,000	462,200	513,100	564,400
	56	390,700	463,400	514,400	565,300
	57	391,400	464,400	515,400	566,200
	58	392,300	465,400	516,200	567,100
	59	393,000	466,300	517,000	568,000
	60	393,600	467,100	517,800	568,700
	61	394,100	467,900	518,700	569,600
	62	394,600	468,600	519,500	570,500
	63	395,000	469,300	520,400	571,400
	64	395,400	469,900	521,200	572,300
	65	395,700	470,600	522,100	573,200
	66		471,300	523,000	
	67		471,900	523,700	
	68		472,500	524,600	
	69		472,800	525,500	
	70		473,400	526,300	
	71		474,100	527,200	
	72		474,800	528,100	
	73		475,200	528,900	
	74		475,800	529,800	
	75		476,500	530,700	
	76		477,200	531,400	
	77		477,600	532,200	
	78		478,200	533,100	
	79		478,800	534,000	
	80		479,300	534,900	
	81		479,900	535,700	
	82		480,400	536,600	
	83		480,900	537,500	
	84		481,400	538,400	
	85		481,800	539,200	
	86		482,400	540,100	
	87		482,800	541,000	
	88		483,300	541,900	
	89		483,800	542,700	
	90		484,400		
	91		485,000		
	92		485,400		
	93		485,900		
	94		486,500		
	95		487,100		
	96		487,600		
	97		488,100		
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円
		297,300	339,700	394,300	467,400

備考 この表は、病院、保健所等で人事委員会の指定するものに勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

口 医療職給料表(二)

職員の区分	職務の級 号 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額						
	1	167,200	202,800	236,100	258,800	287,400	330,400	373,400
	2	168,600	204,400	237,400	259,900	289,200	332,400	376,000
第四十九号	3	170,000	205,900	238,700	261,100	291,200	334,300	378,600
	4	171,400	207,300	239,900	262,200	293,100	336,200	381,200
令和五年十一月二十六日	5	172,700	208,800	241,100	263,400	294,900	338,000	383,500
	6	174,500	210,000	242,300	264,600	296,900	340,000	386,200
	7	176,200	211,200	243,400	265,700	298,700	342,000	388,800
	8	177,800	212,400	244,500	266,700	300,600	344,000	391,500
	9	179,400	213,800	245,400	267,800	302,400	345,800	393,600
	10	181,100	215,300	246,500	268,500	304,000	347,900	395,800
	11	182,700	216,800	247,800	269,200	305,500	349,900	398,000
	12	184,600	218,300	248,900	270,000	307,100	351,900	400,200
	13	186,000	219,700	250,200	271,000	308,800	353,400	402,200
	14	187,800	221,200	251,400	272,000	310,700	355,400	404,200
	15	189,800	222,700	252,600	273,000	312,700	357,300	406,200
	16	191,600	224,200	253,800	274,100	314,500	359,300	408,200
	17	193,500	225,500	254,600	275,300	316,300	361,100	410,000
	18	194,700	226,800	255,800	276,800	318,200	363,100	411,900
	19	196,200	228,200	256,900	278,400	320,100	365,100	413,800
	20	197,600	229,500	258,000	280,000	321,900	367,000	415,600
	21	198,800	230,600	259,200	281,500	323,700	368,700	417,400
	22	200,300	231,700	260,000	283,100	325,600	370,700	419,000
	23	201,700	232,800	260,800	284,700	327,400	372,700	420,600
	24	203,000	233,900	261,600	286,300	329,300	374,700	422,100
	25	204,600	235,000	262,500	287,900	331,000	376,100	423,600
	26	205,600	236,200	263,500	289,400	332,900	377,900	424,900
	27	206,700	237,400	264,500	290,900	334,800	379,700	426,200
	28	207,800	238,500	265,500	292,500	336,600	381,400	427,500
	29	209,000	239,500	266,700	293,800	337,900	383,100	428,800
	30	210,100	240,800	268,200	295,300	339,700	384,600	430,000
	31	211,200	242,200	269,700	296,800	341,400	386,100	431,200
	32	212,300	243,400	271,000	298,300	343,200	387,600	432,300
	33	213,700	244,400	272,200	299,800	344,900	388,900	433,500
	34	215,000	245,700	273,800	301,400	346,700	390,200	434,700
	35	216,300	246,600	275,300	303,000	348,500	391,500	435,900
	36	217,500	247,800	276,800	304,600	350,300	392,600	437,100
一五	37	218,500	249,000	278,100	305,900	351,900	393,700	438,400
	38	219,500	250,100	279,500	307,500	353,600	394,800	439,200
	39	220,500	251,100	280,800	309,000	355,200	395,900	439,600
	40	221,500	252,100	282,100	310,500	356,800	397,000	440,300

								山 梨 県 公 報 号 外
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	41	222,400	253,000	283,200	312,100	358,000	397,800	440,800
	42	223,200	253,800	284,600	313,700	359,100	398,600	441,200
	43	224,000	254,600	286,000	315,300	360,300	399,400	441,600
	44	224,900	255,400	287,300	316,800	361,500	400,200	442,000
	45	225,800	256,200	288,600	317,700	362,500	400,600	442,400
	46	226,700	257,400	290,200	319,100	363,300	401,200	442,800
	47	227,600	258,600	291,700	320,600	364,300	401,700	443,200
	48	228,500	259,700	293,100	322,200	365,400	402,100	443,500
	49	229,200	261,000	294,300	323,600	366,400	402,500	443,800
	50	230,100	262,300	295,800	324,900	367,400	402,800	444,200
	51	231,000	263,400	297,100	326,100	368,400	403,100	444,500
	52	231,800	264,400	298,600	327,300	369,300	403,400	444,800
	53	232,100	265,400	299,900	328,300	370,100	403,700	445,100
	54	232,900	266,500	301,300	329,300	370,900	404,000	
	55	233,500	267,600	302,700	330,300	371,800	404,300	
	56	234,200	268,700	304,000	331,200	372,600	404,600	
	57	234,800	269,400	305,000	331,700	373,100	404,900	
	58	235,400	270,500	306,200	332,600	373,900	405,200	
	59	235,900	271,600	307,400	333,400	374,700	405,500	
	60	236,400	272,500	308,800	334,300	375,500	405,900	
	61	237,000	273,300	310,100	335,000	375,900	406,100	
	62	237,500	274,300	311,300	335,300	376,600	406,400	
	63	238,000	275,200	312,500	335,800	377,300	406,700	
	64	238,600	276,100	313,700	336,400	377,900	407,000	
	65	239,100	276,900	315,000	337,000	378,300	407,200	
	66	239,600	277,900	315,800	337,700	378,900		
	67	240,200	278,800	316,500	338,400	379,600		
	68	240,700	279,700	317,200	339,000	380,200		
	69	241,200	280,600	317,800	339,700	380,600		
	70	241,700	281,600	318,500	340,200	381,100		
	71	242,100	282,700	319,200	340,800	381,600		
	72	242,600	283,700	319,800	341,400	382,100		
	73	243,100	284,300	320,400	341,700	382,700		
	74	243,600	284,800	320,600	342,300	383,200		
	75	244,100	285,300	321,100	342,800	383,800		
	76	244,600	286,100	321,600	343,300	384,400		
	77	244,900	286,900	322,200	343,800	384,900		
	78	245,200	287,500	322,700	344,300	385,400		
	79	245,500	288,100	323,200	344,800	385,900		
	80	245,700	288,600	323,600	345,200	386,400		
	81	245,900	289,100	324,200	345,500	386,700		
	82	246,200	289,600	324,700	345,800	387,200		
	83	246,500	290,000	325,100	346,200	387,600		
	84	246,700	290,300	325,600	346,500	388,000		

85	246,900	290,500	326,100	347,000	388,400			
86		290,700	326,500	347,300				
87		290,900	326,700	347,600				
88		291,100	327,000	347,900				
89		291,500	327,400	348,300				
90		291,700	327,800	348,600				
91		291,900	328,200	349,000				
92		292,100	328,600	349,300				
93		292,500	328,900	349,700				
94		292,700	329,100	350,000				
95		292,900	329,500	350,300				
96		293,200	329,800	350,600				
97		293,500	330,000	350,900				
98		293,700	330,300	351,300				
99		293,900	330,600	351,700				
100		294,200	330,900	352,100				
101		294,500	331,100	352,600				
102		294,700	331,400	353,000				
103		294,900	331,800	353,400				
104		295,200	332,000	353,800				
105		295,500	332,200	354,300				
106			332,400					
107			332,800					
108			333,000					
109			333,200					
110			333,600					
111			334,000					
112			334,400					
113			334,600					
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
		189,700	216,300	244,500	257,900	283,100	323,900	366,200

備考 この表は、病院及びこれに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職給料表(三)

職員の区分	職務の級 号 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額 円						
	1	183,500	211,000	253,600	272,400	293,800	332,800	376,100
	2	184,900	212,900	255,000	273,300	295,300	334,800	378,700
	3	186,400	214,900	256,500	274,100	296,900	336,800	381,400
	4	187,800	216,800	257,900	274,900	298,500	338,800	384,000
	5	189,300	218,800	259,100	275,400	299,800	340,800	386,200
	6	190,800	220,600	259,900	276,300	301,500	342,900	388,400
	7	192,300	222,400	260,700	277,000	303,100	344,900	390,700
	8	193,800	224,100	261,400	277,900	304,700	346,900	393,000
	9	195,000	225,800	262,100	278,800	306,300	348,400	394,900
	10	196,700	227,200	262,800	279,400	307,700	350,400	397,000
	11	198,300	228,500	263,600	280,300	308,900	352,300	399,200
	12	199,800	229,400	264,300	281,200	310,200	354,300	401,400
	13	201,200	230,800	265,100	282,100	311,400	356,200	403,300
	14	203,200	231,800	266,000	283,000	313,000	358,200	405,300
	15	205,300	232,800	266,800	283,900	314,600	360,200	407,400
	16	207,300	233,700	267,700	284,800	316,200	362,200	409,400
	17	209,300	234,800	268,200	285,800	317,700	364,100	411,400
	18	211,300	236,200	269,000	286,800	319,200	366,100	413,600
	19	213,400	237,600	269,800	287,800	320,700	368,200	415,800
	20	215,400	238,700	270,600	288,900	322,100	370,200	417,900
	21	217,300	239,800	271,300	290,200	323,500	371,900	419,800
	22	219,000	241,400	272,000	291,600	324,900	374,000	421,700
	23	220,700	243,100	272,700	292,800	326,400	376,100	423,500
	24	222,400	244,500	273,500	294,000	327,800	378,100	425,400
	25	223,700	245,700	274,300	295,100	329,200	380,000	427,100
	26	225,000	247,000	275,000	296,500	330,600	381,600	428,700
	27	226,100	248,400	275,800	297,900	332,000	383,400	430,400
	28	227,100	249,700	276,600	299,300	333,400	385,200	432,000
	29	228,200	251,100	277,600	300,300	334,500	386,900	433,300
	30	229,000	252,100	278,700	301,600	336,000	388,600	434,600
	31	229,800	252,900	280,100	302,900	337,400	390,500	436,200
	32	230,500	253,600	281,300	304,100	338,900	392,200	437,700
	33	231,600	254,400	282,500	305,300	340,400	393,900	439,400
	34	232,800	255,300	283,800	306,700	341,900	395,600	441,000
	35	233,900	256,200	284,900	308,100	343,400	397,400	442,400
	36	234,900	256,900	286,100	309,500	344,900	399,100	443,800
	37	235,900	257,600	287,500	310,800	346,500	400,700	444,900
	38	237,200	258,500	288,600	312,100	348,100	402,400	446,200
	39	238,500	259,400	289,700	313,500	349,600	404,200	447,500
	40	239,700	260,300	290,700	314,900	351,100	406,000	448,900

山 梨 県 公 報 号 外	41	240,500	260,700	291,700	316,400	352,300	407,500	449,900
	42	241,500	261,500	292,900	317,800	353,800	409,000	450,600
	43	242,500	262,300	294,100	319,200	355,300	410,500	451,400
	44	243,500	263,000	295,300	320,500	356,700	411,800	452,000
	45	244,500	263,700	296,400	321,300	358,100	412,900	452,900
	46	245,500	264,400	297,700	322,700	359,100	414,000	453,600
	47	246,400	265,100	299,000	324,100	360,500	415,100	454,400
	48	247,200	265,800	300,200	325,600	361,800	416,300	455,200
	49	248,000	266,500	301,300	326,700	363,100	417,600	455,900
	50	248,900	267,300	302,500	328,000	364,500	418,700	456,600
第四 九 号	51	249,800	268,000	303,700	329,300	365,800	419,900	457,300
	52	250,600	268,900	305,000	330,600	367,100	421,000	458,100
	53	251,200	269,800	306,400	331,900	368,600	422,200	458,900
	54	252,100	270,900	307,700	333,200	369,800	423,200	459,700
	55	253,000	272,000	309,000	334,500	370,900	424,300	460,400
	56	253,800	273,200	310,200	335,800	372,100	425,400	461,100
	57	254,500	274,400	311,000	336,700	373,200	426,500	461,900
	58	255,400	275,800	312,200	338,000	374,100	427,000	
	59	256,000	277,100	313,400	339,200	375,100	427,600	
	60	256,800	278,400	314,800	340,500	376,000	428,000	
令和 五 年 十一 月 二 十六 日	61	257,500	279,600	315,900	341,500	376,600	428,600	
	62	258,200	280,800	317,200	342,400	377,400	429,100	
	63	258,900	281,900	318,400	343,500	378,200	429,500	
	64	259,600	283,000	319,600	344,700	379,000	430,000	
	65	260,200	284,000	320,800	345,800	379,700	430,500	
	66	260,900	285,200	322,100	347,000	380,400	430,900	
	67	261,500	286,400	323,300	348,200	381,200	431,200	
	68	262,100	287,400	324,500	349,200	381,900	431,500	
	69	262,700	288,400	325,200	350,200	382,500	431,900	
	70	263,300	289,800	326,300	351,200	383,100		
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	71	264,100	291,100	327,400	352,300	383,800		
	72	264,900	292,300	328,300	353,400	384,400		
	73	266,100	293,300	329,400	354,200	385,100		
	74	267,200	294,600	330,100	355,300	385,600		
	75	268,200	295,800	331,200	356,400	386,200		
	76	269,200	297,000	332,300	357,400	386,700		
	77	270,100	298,300	333,400	358,100	387,100		
	78	271,000	299,500	334,600	358,900	387,700		
	79	271,900	300,700	335,700	359,700	388,200		
	80	272,800	301,900	336,800	360,400	388,500		
一 九	81	273,600	302,400	337,900	361,000	388,800		
	82	274,500	303,600	339,000	361,500	389,300		
	83	275,400	304,700	340,000	362,100	389,700		
	84	276,000	305,800	341,100	362,600	390,000		
	85	276,700	306,900	342,000	363,200	390,300		
	86	277,400	308,100	343,000	363,700	390,800		
	87	278,100	309,300	343,900	364,300	391,300		
	88	278,800	310,400	344,900	364,800	391,700		

89	279, 600	311, 500	345, 800	365, 200	392, 000
90	280, 400	312, 700	346, 600	365, 600	392, 400
91	281, 200	313, 900	347, 400	366, 200	392, 900
92	282, 000	315, 000	348, 200	366, 700	393, 300
93	282, 800	315, 800	348, 800	367, 000	393, 700
94	283, 800	316, 500	349, 400	367, 500	
95	284, 700	317, 200	350, 100	367, 900	
96	285, 600	317, 800	350, 700	368, 200	
97	286, 200	318, 300	351, 100	368, 800	
98	286, 800	318, 600	351, 500	369, 300	
99	287, 400	319, 200	352, 000	369, 800	
100	288, 300	319, 800	352, 400	370, 300	
101	289, 100	320, 200	352, 900	370, 900	
102	289, 900	320, 800	353, 300	371, 400	
103	290, 700	321, 400	353, 800	371, 900	
104	291, 500	321, 900	354, 200	372, 300	
105	292, 100	322, 300	354, 500	372, 900	
106	292, 600	322, 800	355, 000	373, 400	
107	293, 100	323, 300	355, 400	373, 900	
108	293, 500	323, 800	355, 700	374, 400	
109	293, 700	324, 200	356, 200	375, 000	
110	294, 000	324, 600	356, 700	375, 400	
111	294, 200	324, 900	357, 200	375, 900	
112	294, 500	325, 200	357, 700	376, 400	
113	294, 800	325, 500	358, 200	377, 000	
114	295, 000	325, 900	358, 700		
115	295, 300	326, 300	359, 200		
116	295, 500	326, 600	359, 600		
117	295, 800	326, 800	360, 000		
118	296, 100	327, 100	360, 400		
119	296, 400	327, 500	360, 900		
120	296, 700	327, 700	361, 400		
121	297, 000	327, 900	361, 800		
122	297, 400	328, 200	362, 300		
123	297, 700	328, 500	362, 800		
124	298, 100	328, 800	363, 300		
125	298, 300	329, 000	363, 600		
126	298, 500	329, 300			
127	298, 800	329, 700			
128	299, 200	329, 900			
129	299, 400	330, 100			
130	299, 700	330, 300			
131	300, 100	330, 700			
132	300, 500	330, 900			
133	300, 700	331, 200			
134	301, 000	331, 600			
135	301, 400	332, 000			
136	301, 700	332, 400			

137	301,900	332,700
138	302,200	333,100
139	302,600	333,500
140	302,900	333,900
141	303,100	334,200
142	303,500	334,600
143	303,900	334,900
144	304,200	335,300
145	304,400	335,600
146	304,600	336,000
147	304,900	336,400
148	305,300	336,800
149	305,500	337,100
150	305,700	337,500
151	306,000	337,900
152	306,300	338,300
153	306,700	338,600
154	306,900	
155	307,100	
156	307,400	
157	307,700	
158	308,000	
159	308,300	
160	308,600	
161	309,000	
162	309,300	
163	309,600	
164	309,900	
165	310,300	
166	310,600	
167	310,900	
168	311,200	
169	311,600	

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基準給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
		236,100	256,400	263,600	273,800	290,100	327,300	371,800

備考 この表は、病院、保健所及びこれらに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する
保健師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第三（第六条関係）

研究職給料表

職員の区分	職務の級 号 級	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	162,500	210,100	291,600	338,900	391,500
	2	163,600	213,200	294,000	341,000	394,300
	3	164,800	215,900	296,300	342,900	396,900
	4	165,900	218,400	298,600	344,600	399,600
	5	167,000	220,900	300,700	346,300	401,700
	6	168,300	222,600	302,600	347,800	404,400
	7	169,600	224,300	304,400	349,200	407,100
	8	170,900	226,200	306,100	350,400	409,800
	9	171,900	228,100	307,800	351,900	412,300
	10	173,600	230,300	310,100	353,800	414,900
	11	175,200	232,700	312,300	355,800	417,600
	12	176,900	234,700	314,700	357,500	420,200
	13	178,300	236,700	316,500	359,300	422,800
	14	180,200	239,100	318,800	361,100	425,500
	15	182,100	241,600	321,200	362,700	428,300
	16	184,100	243,900	323,500	364,200	431,000
	17	185,800	246,100	325,700	365,700	433,500
	18	187,900	248,500	327,900	367,600	436,000
	19	190,100	251,100	329,800	369,300	438,500
	20	192,100	253,600	331,700	371,200	440,900
	21	194,100	256,000	333,700	372,700	443,300
	22	196,100	258,300	335,100	374,600	445,900
	23	198,100	260,500	336,300	376,300	448,500
	24	199,900	262,700	337,700	378,000	450,800
	25	201,700	265,000	339,300	379,400	453,000
	26	203,900	267,300	341,000	381,100	455,300
	27	206,000	269,500	342,800	383,000	457,800
	28	208,100	271,600	344,400	384,900	460,200
	29	210,200	273,900	346,000	386,600	462,700
	30	211,300	276,000	347,600	388,400	465,200
	31	212,600	277,900	349,000	390,300	467,700
	32	213,900	279,700	350,300	392,100	470,100
	33	215,600	281,400	351,500	393,600	472,400
	34	217,300	283,400	352,900	395,400	474,800
	35	219,100	285,400	354,200	397,000	477,200
	36	220,700	287,200	355,500	398,700	479,700

山 梨 県 公 報 号 外	37	222,200	288,900	356,700	399,900	482,100
	38	224,100	290,000	357,900	401,300	484,600
	39	226,000	291,100	359,100	402,700	487,000
	40	227,700	292,200	360,300	404,100	489,500
	41	229,400	293,200	361,000	405,400	491,800
	42	231,000	293,900	362,100	406,700	494,000
	43	232,700	294,400	363,300	408,200	496,200
	44	234,200	294,900	364,400	409,700	498,400
	45	235,700	295,400	365,500	410,900	500,000
	46	237,200	296,300	366,700	412,100	501,500
第四十九号 令和五年十二月二十六日	47	238,700	297,300	367,900	413,700	503,100
	48	240,100	298,200	369,000	415,200	504,600
	49	241,500	299,200	370,000	416,500	506,300
	50	243,200	300,200	371,300	417,900	507,700
	51	244,800	301,100	372,600	419,300	509,100
	52	246,200	302,000	373,800	420,700	510,600
	53	247,400	303,000	374,500	422,100	511,700
	54	249,000	303,900	375,500	423,500	512,900
	55	250,600	304,700	376,400	424,900	514,100
	56	252,000	305,500	377,200	426,300	515,300
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	57	253,200	305,900	377,900	427,400	516,200
	58	254,400	306,600	378,600	428,700	517,200
	59	255,300	307,500	379,300	430,100	518,200
	60	256,200	308,200	380,000	431,400	519,200
	61	257,100	308,900	380,600	432,200	520,300
	62	257,900	309,900	381,300	433,100	521,200
	63	258,700	310,800	382,100	434,100	521,900
	64	259,500	311,700	382,900	435,000	522,600
	65	260,300	312,500	383,500	435,900	523,400
	66	261,100	313,400	384,300	436,700	524,200
一三	67	261,800	314,300	385,000	437,300	525,000
	68	262,400	315,200	385,700	438,100	525,800
	69	263,000	316,100	386,300	438,500	526,500
	70	264,000	317,100	387,000	439,100	527,300
	71	265,200	318,100	387,700	439,600	528,100
	72	266,200	319,100	388,400	440,100	528,900
	73	267,400	319,600	389,100	440,600	529,600
	74	268,600	320,600	389,700		
	75	269,600	321,700	390,300		
	76	270,600	322,700	391,000		
	77	271,600	323,800	391,700		
	78	272,600	324,800	392,300		
	79	273,600	325,700	392,900		
	80	274,500	326,600	393,500		

		275, 500	327, 500	394, 100		
	81	276, 600	328, 300	394, 700		
	82	277, 700	329, 000	395, 300		
	83	278, 600	329, 600	395, 900		
	84					
	85	279, 500	330, 100	396, 400		
	86	280, 400	330, 600	396, 900		
	87	281, 300	331, 100	397, 400		
	88	282, 000	331, 500	398, 100		
	89	282, 800	331, 800	398, 500		
	90	283, 900	332, 300			
	91	284, 900	332, 800			
	92	285, 900	333, 200			
	93	286, 800	333, 500			
	94	287, 700	333, 900			
	95	288, 700	334, 300			
	96	289, 600	334, 700			
	97	289, 900	335, 200			
	98	290, 800	335, 700			
	99	291, 500	336, 200			
	100	292, 400	336, 700			
	101	293, 300	337, 200			
	102	293, 900	337, 700			
	103	294, 600	338, 200			
	104	295, 300	338, 700			
	105	295, 800	339, 100			
	106	296, 300	339, 500			
	107	296, 800	340, 000			
	108	297, 200	340, 400			
	109	297, 400	340, 900			
	110	297, 800	341, 300			
	111	298, 100	341, 800			
	112	298, 300	342, 200			
	113	298, 600	342, 700			
	114	298, 900	343, 100			
	115	299, 200	343, 600			
	116	299, 500	344, 000			
	117	299, 800	344, 500			
	118	300, 100	344, 900			
	119	300, 300	345, 300			
	120	300, 600	345, 700			
	121	300, 900	346, 100			
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		218, 500	259, 700	284, 500	327, 000	385, 700

備考 この表は、研究所、試験場等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第四（第六条関係）

山梨県公報号外

福祉職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		号 級	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
			円	円	円	円	円
	1	176,900	223,400	264,400	284,900	323,100	365,500
第四十九号	2	178,100	225,100	265,900	286,300	325,300	368,100
	3	179,300	226,900	267,300	287,800	327,500	370,500
	4	180,500	228,600	268,700	289,100	329,500	372,900
	5	181,400	230,300	269,600	290,500	331,500	374,800
令和五年十一月二十六日	6	182,900	232,000	270,800	292,200	333,500	377,300
	7	184,300	233,700	272,100	294,000	335,400	379,600
	8	185,700	235,000	273,400	295,800	337,300	382,100
	9	186,800	236,700	274,400	297,500	339,200	384,500
	10	188,200	238,200	275,500	299,400	341,200	387,100
	11	189,600	239,500	276,700	301,400	343,200	389,700
	12	191,000	240,700	277,600	303,200	345,200	392,300
	13	192,400	242,000	278,500	304,400	347,000	394,600
	14	193,700	243,300	279,700	306,500	349,000	396,900
	15	195,100	244,600	281,000	308,500	350,900	399,100
	16	196,400	245,800	282,300	310,400	352,800	401,400
	17	197,800	247,000	283,600	312,300	354,500	403,200
	18	199,100	248,200	285,200	314,000	356,500	405,100
	19	200,400	249,300	286,800	315,600	358,300	407,000
	20	201,500	250,300	288,200	317,300	360,200	408,800
	21	202,500	251,000	289,400	319,000	362,100	410,600
	22	204,100	252,100	291,100	321,100	364,000	412,400
	23	205,700	253,300	292,400	323,100	365,900	414,200
	24	207,100	254,400	293,900	324,900	367,800	416,000
	25	208,700	255,600	295,600	326,800	369,700	417,600
	26	210,100	257,200	296,900	328,700	371,600	419,100
	27	211,500	258,700	298,400	330,500	373,500	420,600
	28	212,900	260,200	299,900	332,300	375,400	422,100
	29	214,600	261,600	300,900	334,100	376,900	423,600
	30	215,800	262,800	302,100	336,100	378,700	424,900
	31	217,200	263,900	303,500	338,000	380,500	426,200
	32	218,300	265,200	304,700	339,900	382,100	427,400
	33	219,400	266,300	305,900	341,500	383,800	428,600
	34	220,700	267,300	307,400	343,400	385,200	429,900
	35	221,900	268,500	308,700	345,100	386,600	431,200
	36	222,900	269,500	310,100	346,800	388,000	432,400
	37	223,900	270,500	311,600	348,000	389,400	433,600
	38	225,000	271,700	313,000	349,900	390,600	434,400
	39	226,100	272,700	314,400	351,800	391,800	435,200
	40	227,100	273,800	315,900	353,600	392,800	436,000
	41	228,000	274,900	317,200	355,500	393,900	436,600
二五	42	228,700	276,200	318,700	357,300	395,100	437,300
	43	229,500	277,700	320,200	359,000	396,200	438,000
	44	230,300	279,000	321,500	360,700	397,300	438,700
	45	231,000	280,400	322,500	362,400	398,000	439,500
	46	231,800	281,800	323,700	363,800	398,700	440,300
	47	232,700	283,200	324,900	365,200	399,400	440,700
	48	233,400	284,600	326,100	366,600	400,100	441,400

	49	234,000	286,000	327,100	367,600	400,700	441,900
	50	234,900	287,200	328,100	368,700	401,300	442,300
	51	235,900	288,400	328,900	369,700	401,800	442,700
	52	236,600	289,700	329,900	370,800	402,200	443,100
	53	237,000	290,700	330,600	371,500	402,600	443,500
	54	238,000	291,800	331,300	372,100	402,900	443,900
	55	238,600	292,900	332,000	372,800	403,200	444,300
	56	239,200	293,900	332,800	373,600	403,500	444,600
	57	239,900	295,100	333,400	374,400	403,800	444,900
	58	240,600	296,400	333,900	375,200	404,100	445,300
	59	241,300	297,700	334,500	376,000	404,400	445,600
	60	241,900	299,000	335,000	376,700	404,700	445,900
	61	242,500	300,100	335,400	377,500	405,000	446,200
	62	243,000	301,500	335,600	378,200	405,300	
	63	243,500	302,700	336,100	378,900	405,600	
	64	244,000	304,100	336,600	379,500	405,900	
	65	244,600	305,200	336,900	379,800	406,200	
	66	245,400	306,400	337,300	380,400	406,500	
	67	246,300	307,500	337,800	381,000	406,800	
	68	247,000	308,600	338,200	381,700	407,100	
	69	247,900	309,300	338,700	382,100	407,300	
	70	248,800	310,400	339,200	382,800	407,600	
	71	249,600	311,600	339,600	383,400	407,900	
	72	250,200	312,800	340,100	384,000	408,100	
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	73	250,800	314,100	340,300	384,400	408,300	
	74	251,700	314,800	340,800	385,000	408,600	
	75	252,500	315,400	341,300	385,600	408,900	
	76	253,200	316,000	341,700	386,200	409,100	
	77	253,900	316,700	342,000	386,600	409,300	
	78	254,800	317,400	342,400	387,100		
	79	255,700	318,000	342,900	387,600		
	80	256,300	318,600	343,300	388,200		
	81	257,000	318,900	343,500	388,700		
	82	257,500	319,200	343,800	389,100		
	83	258,100	319,800	344,300	389,500		
	84	258,700	320,100	344,700	389,900		
	85	259,300	320,400	345,000	390,100		
	86	260,100	320,700	345,300	390,300		
	87	260,800	321,000	345,800	390,600		
	88	261,500	321,300	346,200	390,900		
	89	262,000	321,700	346,500	391,100		
	90	262,800	322,100	346,900	391,400		
	91	263,600	322,400	347,300	391,700		
	92	264,300	322,600	347,500	391,900		
	93	264,700	323,100	347,800	392,100		
	94	265,200	323,500				
	95	265,700	323,700				
	96	266,400	324,100				
	97	267,100	324,500				
	98	267,800	324,900				
	99	268,500	325,300				
	100	269,200	325,600				
	101	269,600	325,800				
	102	270,100	326,100				
	103	270,500	326,400				
	104	270,900	326,700				

105	271,100	327,100
106	271,300	327,300
107	271,600	327,600
108	271,900	328,000

109	272,200	328,400
110	272,500	328,700
111	272,800	329,100
112	273,000	329,400

113	273,300	329,700
114	273,600	330,100
115	273,900	330,400
116	274,300	330,600

117	274,600	330,800
118	274,900	331,100
119	275,300	331,500
120	275,700	331,900

121	275,900	332,100
122	276,100	
123	276,500	
124	276,800	

125	277,000	
126	277,300	
127	277,700	
128	278,100	

129	278,300	
130	278,700	
131	279,100	
132	279,400	

133	279,600	
134	279,900	
135	280,300	
136	280,600	

137	280,800	
138	281,100	
139	281,400	
140	281,700	

141	281,900	
142	282,100	
143	282,300	
144	282,600	

145	283,000	
146	283,200	
147	283,500	
148	283,800	

149	284,100	
150	284,300	
151	284,600	
152	284,800	

153	285,100	
-----	---------	--

定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円
		202,500	242,000	256,300	289,400	316,200	358,000

備考 この表は、障害者支援施設、児童福祉施設等で人事委員会の指定するものに勤務し、入所者の指導、保育、介護等の業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

第二条 山梨県職員給与条例の一部を次のように改正する。

第三十二条第一項中「百分の百二十五」を「百分の百二十二・五」に、「百分の百五」を「百分の百二・五」に、「百分の七十」を「百分の六十八・七五」に、「百分の百五」を「百分の百二・五」に、「百分の六十」を「百分の五十八・七五」に改める。

第三十三条第二項第一号中「百分の百五」を「百分の百一・五」に、「百分の百二十五」を「百分の百二十二・五」に改め、同項第二号中「百分の五十」を「百分の四十八・七五」に、「百分の六十」を「百分の五十八・七五」に改める。

(山梨県一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第三条 山梨県一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例（平成十五年山梨県条例第五十九号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項の表中「三九八、〇〇〇円」を「四〇二、〇〇〇円」に、「四五六、〇〇〇円」を「四六一、〇〇〇円」に、「五一六、〇〇〇円」を「五三一、〇〇〇円」に、「五九六、〇〇〇円」を「六〇三、〇〇〇円」に、「六九三、〇〇〇円」を「七〇一、〇〇〇円」に、「七九一、〇〇〇円」を「八〇〇、〇〇〇円」に改め、同条第二項の表中「三三三、〇〇〇円」を「三三六、〇〇〇円」に、「三六七、〇〇〇円」を「三七一、〇〇〇円」に、「三九四、〇〇〇円」を「三九八、〇〇〇円」に改め、同条第三項の表中「三七六、〇〇〇円」を「三八〇、〇〇〇円」に、「四二二、〇〇〇円」を「四二七、〇〇〇円」に、「四七二、〇〇〇円」を「四七七、〇〇〇円」に、「五三三、〇〇〇円」を「五三九、〇〇〇円」に、「六〇八、〇〇〇円」を「六一五、〇〇〇円」に、「七一〇、〇〇〇円」を「七一八、〇〇〇円」に、「八三〇、〇〇〇円」を「八三九、〇〇〇円」に改める。

第八条第二項中「百分の百二十」を「百分の百二十五」に、「百分の百六十五」を「百分の百七十五」に改める。

第四条 山梨県一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「百分の百二十五」を「百分の百二十二・五」に、「百分の百七十五」を「百分の百七十」に改める。

(施行期日等)

第一条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条及び第四条の規定は、令和六年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の山梨県職員給与条例（以下「改正後の条例」といいう。）第十四条の五第一項及び別表第一から別表第四までの規定は令和五年四月一日

から、改正後の条例第三十二条第一項及び第二項並びに第三十三条第二項の規定は同年十二月一日から適用する。

3 第三条の規定による改正後の山梨県一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例（以下この項及び次条において「改正後の任期付研究員等条例」という。）第七条第一項から第三項までの規定は令和五年四月一日から、改正後の任期付研究員等条例第八条第二項の規定は同年十二月一日から適用する。

(給与の内払)

第二条 改正後の条例又は改正後の任期付研究員等条例の規定を適用する場合においては、第一条の規定による改正前の山梨県職員給与条例又は第三条の規定による改正前の山梨県一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の条例又は改正後の任期付研究員等条例の規定による給与の内払とみなす。

(第二号会計年度任用職員に関する経過措置)

第三条 令和五年四月一日から令和六年三月三十一日までの間における改正後の条例第八条の十の規定の適用については、同条第一項中「給料表」とあるのは「山梨県職員給与条例及び山梨県一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（令和五年山梨県条例第三十八号）第一条の規定による改正前の第六条に定める給料表（次項において「旧給料表」という。）」と、同条第二項中「各給料表」とあるのは「それぞれの旧給料表」とする。

2 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の二第一項第二号に掲げる職員の期末手当については、この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間は、改正後の条例第三十二条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(人事委員会規則への委任)

第四条 前二条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

山梨県学校職員給与条例及び山梨県一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年十二月二十六日

山梨県知事 長崎幸太郎

山梨県条例第三十九号

山梨県学校職員給与条例及び山梨県一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

（山梨県学校職員給与条例の一部改正）

第一条 山梨県学校職員給与条例（昭和二十七年山梨県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第二項各号列記以外の部分中「百分の百二十」を「百分の百二十五」に、「百分の百」を「百分の百五」に改め、同条第三項中「百分の百二十」を「百分の百二十五」に、「百分の六十七・五」を「百分の七十」に、「百分の百」を「百分の百五」に、「百分の五十七・五」を「百分の六十」に改める。

第二十二条の四第二項第一号中「百分の百」を「百分の百五」に、「百分の百二十」を「百分の百二十五」に改め、同項第二号中「百分の四十七・五」を「百分の五十」に、「百分の五十七・五」を「百分の六十」に改める。

別表第一から別表第三までを次のように改める。

別表第一（第五条関係）

教育職給料表（一）

職員の区分	職務の級 号 給	1級	2級	特2級	3級	4級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	177,200	219,700	274,900	337,600	418,700
	2	178,700	221,400	277,200	339,600	420,500
	3	180,300	222,900	279,500	341,600	422,300
	4	181,800	224,400	281,600	343,600	423,900
	5	183,400	226,100	283,800	345,600	425,400
	6	185,300	227,400	286,000	347,200	426,900
	7	187,100	228,600	288,200	348,800	428,700
	8	189,000	229,900	290,300	350,300	430,500
	9	190,700	231,600	292,400	351,800	432,200
	10	192,800	233,300	294,700	353,800	434,000
	11	194,800	235,000	297,000	355,800	435,900
	12	196,800	236,600	299,100	357,700	437,700
	13	198,800	238,100	301,300	359,600	439,400
	14	200,900	240,100	303,100	361,500	441,300
	15	203,000	242,000	304,900	363,300	443,100
	16	205,100	243,900	306,600	364,900	445,000
	17	207,300	245,600	308,200	366,500	446,700
	18	209,400	248,000	310,400	368,300	448,500
	19	211,600	250,400	312,500	370,100	450,300
	20	213,500	252,800	314,800	371,900	452,100
	21	215,700	255,200	316,800	373,500	453,700
	22	217,300	257,600	319,000	375,400	455,400
	23	218,800	259,900	321,200	377,100	457,300
	24	220,300	262,100	323,500	378,800	459,000
	25	221,800	264,300	325,700	380,100	460,700
	26	223,000	266,500	327,900	381,900	462,300
	27	224,200	268,900	330,000	383,700	463,900
	28	225,500	271,000	332,000	385,600	465,400
	29	226,800	273,300	334,000	387,400	466,900
	30	228,300	275,600	335,400	389,200	468,200
	31	229,900	277,800	336,800	391,100	469,500
	32	231,300	279,900	338,400	393,000	470,800
	33	232,700	282,000	339,900	394,600	472,000
	34	234,400	284,200	341,900	396,300	472,700
	35	236,200	286,300	344,000	397,900	473,400
	36	237,700	288,200	345,800	399,600	474,100
	37	239,100	290,300	347,700	400,800	474,700
	38	240,600	292,000	349,600	402,200	
	39	242,100	293,800	351,500	403,600	
	40	243,600	295,500	353,400	405,000	
	41	245,000	296,800	355,300	406,600	
	42	246,300	298,800	357,200	408,000	
	43	247,500	300,700	359,100	409,300	
	44	248,600	302,700	361,000	410,700	
	45	249,700	304,700	362,800	412,100	
	46	250,900	306,800	364,700	413,400	
	47	252,100	309,000	366,600	414,900	
	48	253,100	311,200	368,500	416,400	
	49	254,200	313,300	370,100	418,000	
	50	255,500	315,600	371,900	419,400	
	51	256,700	317,800	373,800	421,000	
	52	258,000	319,900	375,800	422,500	

53	259,100	322,000	377,600	424,200
54	260,300	323,500	379,400	425,700
55	261,600	325,000	381,100	427,300
56	262,600	326,500	382,700	428,900
57	263,700	328,200	384,200	430,400
58	264,400	330,200	385,800	431,900
59	265,400	332,200	387,400	433,100
60	266,400	334,100	389,000	434,300
61	267,300	335,900	390,200	435,500
62	268,100	337,900	391,600	436,800
63	268,900	339,900	393,000	438,100
64	269,700	341,800	394,300	439,300
65	270,800	343,500	395,500	440,500
66	272,100	345,500	396,700	441,700
67	273,400	347,500	398,000	442,900
68	274,700	349,500	399,300	444,100
69	275,900	351,300	400,600	445,300
70	277,100	353,200	401,900	446,500
71	278,300	355,100	403,300	447,700
72	279,500	357,000	404,500	448,900
73	280,500	358,600	405,700	450,000
74	281,500	360,500	407,100	450,600
75	282,500	362,300	408,500	451,100
76	283,400	364,200	409,800	451,600
77	284,300	366,000	411,000	452,100
78	285,200	367,700	412,200	
79	286,100	369,300	413,500	
80	287,000	370,900	414,900	
81	287,800	372,300	416,200	
82	288,900	373,800	417,400	
83	289,900	375,200	418,400	
84	290,900	376,500	419,600	
85	291,900	377,600	420,800	
86	292,900	379,000	422,000	
87	293,900	380,400	423,200	
88	294,900	381,700	424,200	
89	296,000	382,900	425,300	
90	297,100	384,200	426,300	
91	298,200	385,300	427,300	
92	299,200	386,500	428,300	
93	299,700	387,700	429,200	
94	300,700	388,800	430,000	
95	301,800	390,000	430,800	
96	303,000	391,200	431,600	
97	304,000	392,600	432,400	
98	305,100	393,600	432,800	
99	306,100	394,600	433,200	
100	307,100	395,600	433,600	
101	307,900	396,500	434,000	
102	309,000	397,500	434,300	
103	310,000	398,600	434,600	
104	311,000	399,700	434,800	
105	311,600	400,400	435,100	
106	312,500	401,300	435,400	
107	313,300	402,200	435,700	
108	314,100	403,100	435,900	
109	314,800	403,900	436,100	
110	315,200	404,800		
111	315,600	405,600		
112	316,100	406,400		
113	316,600	407,000		
114	317,000	407,700		
115	317,500	408,400		
116	317,900	409,100		

117	318,400	409,700				
118	318,900	410,200				
119	319,300	410,600				
120	319,800	411,000				
121	320,300	411,300				
122	320,700	411,600				
123	321,200	411,900				
124	321,700	412,100				
125	322,300	412,300				
126	322,600	412,600				
127	322,900	412,900				
128	323,200	413,100				
129	323,400	413,300				
130	323,700	413,600				
131	324,000	413,900				
132	324,300	414,100				
133	324,500	414,300				
134	324,700	414,600				
135	324,900	414,900				
136	325,200	415,100				
137	325,500	415,300				
138	325,700	415,600				
139	326,000	415,900				
140	326,300	416,100				
141	326,500	416,300				
142	326,700	416,600				
143	327,000	416,900				
144	327,200	417,100				
145	327,500	417,300				
146	327,700					
147	328,000					
148	328,300					
149	328,500					
150	328,700					
151	329,000					
152	329,300					
153	329,500					
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		235,000	275,300	304,000	332,200	416,600

備考(一) この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する教育職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

(二) この表の適用を受ける教育職員のうち、その職務の級が3級である教育職員の給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

別表第二（第五条関係）

山梨県公報号外

教 育 職 給 料 表 (二)

第四十九号 令和五年十一月二十六日

三三一

職員の区分	職務の級 号 級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	177,200	193,400	274,900	303,200	408,500
	2	178,700	195,500	277,200	305,800	410,000
	3	180,300	197,600	279,500	308,600	411,500
	4	181,800	199,800	281,600	311,000	412,900
	5	183,400	201,900	283,800	313,300	414,200
	6	185,300	204,000	286,000	315,400	415,600
	7	187,100	206,100	288,200	317,500	417,000
	8	189,000	208,200	290,300	319,600	418,400
	9	190,700	210,400	292,400	321,600	419,800
	10	192,800	212,800	294,700	323,800	421,200
	11	194,800	215,100	297,000	326,100	422,600
	12	196,800	217,300	299,100	328,400	423,900
	13	198,800	219,700	301,300	330,600	425,200
	14	200,900	221,400	303,100	332,400	426,600
	15	203,000	222,900	304,900	334,200	428,000
	16	205,100	224,400	306,600	335,900	429,400
	17	207,300	226,100	308,200	337,600	430,600
	18	209,400	227,400	310,400	339,600	431,900
	19	211,600	228,600	312,500	341,600	433,100
	20	213,500	229,900	314,800	343,600	434,400
	21	215,700	231,600	316,800	345,600	435,500
	22	217,300	233,300	319,000	347,200	436,700
	23	218,800	235,000	321,200	348,800	438,000
	24	220,300	236,600	323,500	350,300	439,300
	25	221,800	238,100	325,700	351,800	440,600
	26	222,900	240,100	327,900	353,600	441,800
	27	224,000	242,000	330,000	355,300	442,800
	28	225,200	243,900	332,000	357,000	443,900
	29	226,700	245,600	334,000	358,600	445,100
	30	228,200	248,000	335,400	360,200	445,900
	31	229,700	250,400	336,800	361,800	446,700
	32	231,200	252,800	338,400	363,300	447,600
	33	232,500	255,200	339,900	364,600	448,500
	34	234,100	257,600	341,900	366,100	449,000
	35	235,800	259,900	344,000	367,600	449,500
	36	237,200	262,100	345,800	369,300	450,000
	37	238,500	264,300	347,600	371,000	450,500
	38	239,900	266,500	349,300	372,500	
	39	241,300	268,900	351,000	373,800	
	40	242,700	271,000	352,600	375,200	
	41	244,000	273,300	354,100	376,300	
	42	245,300	275,600	355,800	377,700	
	43	246,500	277,800	357,400	379,100	
	44	247,800	279,900	359,000	380,600	
	45	249,100	282,000	360,700	382,000	
	46	250,400	284,200	362,400	383,600	
	47	251,600	286,300	363,700	385,100	
	48	252,700	288,200	365,100	386,600	

		253,800	290,300	366,300	387,900
	49	255,100	292,000	367,800	389,400
	50	256,400	293,800	369,400	390,800
	51	257,400	295,500	370,900	392,100
	52				
	53	258,500	296,800	372,300	393,300
	54	259,900	298,800	373,800	394,600
	55	260,900	300,700	375,300	395,700
	56	261,900	302,700	376,700	396,800
	57				
	58	262,900	304,700	378,100	398,000
	59	263,900	306,800	379,500	399,200
	60	264,900	309,000	380,800	400,400
	61	265,900	311,200	382,100	401,600
	62				
	63	266,800	313,300	383,000	402,700
	64	267,500	315,600	384,200	403,700
	65	268,200	317,800	385,300	405,000
	66	268,800	319,900	386,400	406,200
	67				
	68	269,500	322,000	387,200	407,400
	69	270,700	323,500	388,300	408,500
	70	271,800	325,000	389,300	409,600
	71	272,900	326,500	390,300	410,700
	72				
	73	274,200	328,200	391,400	411,700
	74	275,600	330,200	392,400	412,900
	75	276,800	332,200	393,500	414,100
	76	278,000	334,100	394,600	415,300
	77				
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	73	278,800	335,900	395,600	415,900
	74	279,700	337,900	396,700	416,700
	75	280,700	339,800	397,800	417,400
	76	281,700	341,700	398,800	417,900
	77				
	77	282,600	343,400	399,700	418,200
	78	283,600	345,200	400,600	418,600
	79	284,700	346,900	401,600	419,000
	80	285,500	348,600	402,600	419,400
	81				
	81	286,300	350,400	403,400	419,700
	82	287,100	352,100	404,200	420,100
	83	287,900	353,500	404,900	420,500
	84	288,700	355,100	405,700	420,800
	85				
	85	289,600	356,300	406,400	421,100
	86	290,400	357,900	407,200	421,500
	87	291,100	359,400	407,900	421,900
	88	291,900	360,900	408,600	422,200
	89				
	89	292,800	362,200	409,200	422,500
	90	293,700	363,500	409,900	422,800
	91	294,600	364,800	410,400	423,100
	92	295,300	366,200	411,100	423,300
	93				
	93	295,600	367,600	411,500	423,500
	94	296,300	368,900	411,900	
	95	297,000	370,100	412,200	
	96	297,700	371,200	412,500	
	97				
	97	298,400	372,200	412,700	
	98	299,200	373,200	413,000	
	99	300,000	374,200	413,300	
	100	300,700	375,100	413,500	
	101				
	101	301,400	375,900	413,700	
	102	301,800	376,900	414,000	
	103	302,200	377,800	414,300	
	104	302,600	378,700	414,500	

105	302, 800	379, 500	414, 700
106	303, 100	380, 400	415, 000
107	303, 400	381, 300	415, 300
108	303, 600	382, 200	415, 500
109	303, 800	383, 000	415, 700
110	304, 000	384, 000	
111	304, 300	384, 900	
112	304, 600	385, 800	
113	304, 800	386, 400	
114	305, 000	387, 300	
115	305, 200	388, 200	
116	305, 500	389, 100	
117	305, 800	389, 900	
118	306, 000	390, 600	
119	306, 300	391, 400	
120	306, 600	392, 200	
121	306, 800	392, 800	
122	307, 000	393, 600	
123	307, 200	394, 300	
124	307, 500	395, 000	
125	307, 800	395, 600	
126		396, 300	
127		396, 800	
128		397, 400	
129		398, 100	
130		398, 700	
131		399, 200	
132		399, 700	
133		400, 000	
134		400, 300	
135		400, 600	
136		400, 900	
137		401, 200	
138		401, 500	
139		401, 800	
140		402, 100	
141		402, 400	
142		402, 700	
143		403, 000	
144		403, 300	
145		403, 500	
146		403, 800	
147		404, 100	
148		404, 300	
149		404, 500	
150		404, 800	
151		405, 100	
152		405, 300	
153		405, 500	
154		405, 800	
155		406, 100	
156		406, 300	
157		406, 500	

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		226, 200	272, 100	299, 100	325, 500	406, 600

備考(一) この表は、中学校及び小学校に勤務する教育職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

(二) この表の適用を受ける教育職員のうち、その職務の級が3級である教育職員の給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第三（第五条関係）

教育職給料表（三）

職員の区分	職務の級 号 級	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	201,700	234,600	290,700	355,900	479,000
	2	204,200	236,700	293,300	358,800	481,100
	3	206,900	238,600	295,700	361,500	483,100
	4	209,500	240,500	298,000	364,600	485,100
	5	212,300	242,400	300,300	367,400	487,000
	6	215,100	244,100	302,600	369,200	488,900
	7	217,900	245,700	304,900	371,400	490,800
	8	220,700	247,300	307,100	373,900	492,700
	9	223,500	249,300	309,200	375,600	494,700
	10	226,000	251,600	311,700	377,600	496,700
	11	228,600	253,900	314,100	379,600	498,600
	12	230,900	255,900	316,500	381,400	500,500
	13	233,100	257,900	318,700	383,200	502,200
	14	234,700	260,200	320,700	385,100	504,000
	15	236,400	262,400	322,700	386,700	505,800
	16	237,900	264,600	324,400	388,300	507,600
	17	239,600	266,700	326,600	390,000	509,300
	18	240,900	269,500	328,800	392,200	511,000
	19	242,100	272,300	331,000	394,400	512,800
	20	243,300	275,000	333,200	396,500	514,600
	21	245,000	277,600	335,100	398,600	516,200
	22	246,800	280,200	337,600	401,000	517,800
	23	248,600	282,700	339,900	403,400	519,400
	24	250,300	285,100	342,700	405,700	520,900
	25	251,900	287,500	345,100	408,000	522,400
	26	253,700	290,000	347,400	410,300	523,800
	27	255,600	292,400	350,000	412,600	525,200
	28	257,400	294,900	352,600	414,900	526,500
	29	259,000	297,300	354,900	416,700	527,600
	30	260,600	299,400	357,200	419,100	528,600
	31	262,200	301,400	359,400	421,400	529,600
	32	263,800	303,400	361,600	423,600	530,600
	33	265,400	305,200	363,800	425,200	531,400
	34	267,000	307,300	365,500	427,500	532,200
	35	268,500	309,400	366,900	429,700	533,100
	36	269,800	311,300	368,300	432,000	534,000
	37	270,800	313,100	370,000	434,000	534,800
	38	272,200	314,700	372,100	436,200	535,700
	39	273,600	316,200	374,100	438,400	536,300
	40	275,000	317,600	376,100	440,600	536,800
	41	276,300	318,800	378,100	442,900	537,400
	42	277,400	320,700	380,000	445,100	538,100
	43	278,300	322,300	381,800	447,400	538,800
	44	279,100	324,300	383,600	449,700	539,300

山 梨 県 公 報 号 外	45	280,000	326,000	385,100	451,800	539,800
	46	280,800	327,900	386,800	453,800	540,500
	47	281,400	330,000	388,600	455,900	541,100
	48	282,100	332,000	390,500	458,000	541,700
	49	282,800	334,000	391,400	460,100	542,200
	50	283,300	336,100	393,100	462,200	
	51	283,700	338,100	394,700	464,300	
	52	284,200	340,100	396,300	466,400	
	53	284,700	342,100	397,300	468,200	
	54	285,200	343,300	398,900	469,800	
第四十九号	55	285,700	344,500	400,400	471,500	
	56	286,200	345,700	402,100	473,100	
	57	286,700	347,100	403,400	474,500	
	58	287,600	348,900	405,000	475,600	
	59	288,500	350,600	406,600	476,700	
	60	289,500	352,300	408,100	477,800	
	61	290,400	353,900	409,300	478,900	
	62	291,600	355,600	410,900	480,000	
	63	292,600	357,200	412,400	481,100	
	64	293,600	358,800	413,900	482,200	
令和五年十二月二十六日	65	294,500	360,500	415,300	483,200	
	66	295,400	362,200	416,200	484,300	
	67	296,300	363,900	417,100	485,300	
	68	297,300	365,400	418,000	486,400	
	69	298,000	366,900	418,900	487,300	
	70	298,700	368,600	419,900	488,300	
	71	299,400	370,200	420,900	489,300	
	72	300,100	371,800	421,700	490,300	
	73	300,800	373,100	422,400	491,200	
	74	301,700	374,700	423,200	492,200	
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	75	302,600	376,100	424,100	493,200	
	76	303,400	377,700	425,000	494,200	
	77	304,100	379,300	426,000	495,100	
	78	304,900	381,000	427,000	495,900	
	79	305,700	382,500	427,900	496,800	
	80	306,500	384,100	428,800	497,700	
	81	307,200	385,500	429,500	498,500	
	82	308,000	386,900	430,400	499,300	
	83	308,800	388,400	431,300	500,100	
	84	309,600	389,900	432,100	500,900	
三七	85	310,000	390,900	433,000	501,400	
	86	310,700	392,200	433,800	502,000	
	87	311,400	393,600	434,600	502,800	
	88	312,300	394,900	435,500	503,600	
	89	313,200	396,100	436,200	504,300	
	90	314,000	397,200	436,700	505,100	
	91	314,700	398,200	437,300	505,700	
	92	315,400	399,300	437,700	506,100	
	93	316,000	400,100	438,200	506,600	
	94	316,700	401,200	438,700	507,200	
	95	317,300	402,300	439,100	507,700	
	96	317,900	403,200	439,500	508,200	

		318,300	404,100	439,700	508,600	
	97	318,700	405,000	440,100		
	98	319,100	405,900	440,400		
	99	319,400	406,800	440,700		
	100					
	101	319,700	407,600	441,000		
	102	320,000	408,600	441,300		
	103	320,300	409,600	441,600		
	104	320,600	410,600	441,900		
	105	321,100	411,200	442,100		
	106	321,500	411,900	442,400		
	107	322,000	412,600	442,700		
	108	322,400	413,200	442,900		
	109	322,800	413,700	443,100		
	110	323,300	414,100	443,400		
	111	323,700	414,400	443,700		
	112	324,200	414,700	443,900		
	113	324,500	414,900	444,100		
	114	325,000	415,200			
	115	325,400	415,500			
	116	325,800	415,800			
	117	326,100	416,000			
	118	326,500	416,300			
	119	327,000	416,600			
	120	327,500	416,800			
	121	327,700	417,000			
	122	328,100	417,300			
	123	328,600	417,600			
	124	328,900	417,800			
	125	329,100	418,000			
	126	329,400				
	127	329,900				
	128	330,400				
	129	330,600				
	130	331,000				
	131	331,500				
	132	331,900				
	133	332,100				
	134	332,500				
	135	333,000				
	136	333,200				
	137	333,500				
	138	333,900				
	139	334,300				
	140	334,700				
	141	335,200				
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		248,700	294,300	311,800	376,800	470,400

備考 この表は、宝石美術専門学校に勤務する教育職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

第二条 山梨県学校職員給与条例の一部を次のように改正する。

第二十二条第二項中「百分の百二十五」を「百分の百二十一・五」に、「百分の百五」を「百分の百一・五」に改め、同条第三項中「百分の百二十五」を「百分の百二十二・五」に、「百分の七十」を「百分の六十八・七五」に、「百分の百五」を「百分の百二・五」に、「百分の六十」を「百分の五十八・七五」に改める。

第二十二条の四第二項第一号中「百分の百五」を「百分的百一・五」に、「百分の百五」を「百分的百二十五」を「百分的百二十二・五」に改め、同項第二号中「百分的五十」を「百分的四十八・七五」に、「百分的六十」を「百分的五十八・七五」に改める。

第三条 山梨県一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例（平成十五年山梨県条例第五十九号）の一部を次のように改正する。

第八条第三項中「百分の百一十」を「百分的百二十五」に、「百分的百六十五」を「百分的百七十五」に改める。

第四条 山梨県一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第八条第三項中「百分的百二十五」を「百分的百二十一・五」に、「百分的百七十五」を「百分的百七十」に改める。

附 則

（施行期日等）

第一条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条及び第四条の規定は、令和六年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の山梨県学校職員給与条例（以下「改正後の条例」とい

う。）別表第一から別表第三までの規定は令和五年四月一日から、改正後の条例第二十二条第二項及び第三項並びに第二十二条の四第二項の規定は同年十二月一日から適用する。

3 第三条の規定による改正後の山梨県一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例（次条において「改正後の任期付研究員等条例」という。）第八条第三項の規定は、令和五年十二月一日から適用する。

（給与の内扱）

第二条 改正後の条例又は改正後の任期付研究員等条例の規定を適用する場合において

は、第一条の規定による改正前の山梨県学校職員給与条例又は第三条の規定による改正前の山梨県一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の条例又は改正後の任期付研究員等条例の規定による給与の内扱とみなす。

（第二号会計年度任用職員に関する経過措置）

第三条 令和五年四月一日から令和六年三月三十日までの間における改正後の条例第八条の六の規定の適用については、同条第一項中「給料表」とあるのは「山梨県学校職員給与条例及び山梨県一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（令和五年山梨県条例第三十九号）第一条の規定による改正前の第五条に定める給料表（次項において「旧給料表」という。）」と、同条第二項中「各給料表」とあるのは「それぞれの旧給料表」とする。

2 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の二第一項第二号に掲げる職員の期末手当については、この条例の施行の日から令和六年三月三十日までの間は、改正後の条例第二十二条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（人事委員会規則への委任）

第四条 前二条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

山梨県警察職員給与条例及び山梨県一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年十二月二十六日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

山梨県条例第四十号

山梨県警察職員給与条例及び山梨県一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

（山梨県警察職員給与条例の一部改正）

第一条 山梨県警察職員給与条例（昭和二十九年山梨県条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

第三十条第一項各号列記以外の部分中「百分の百二十」を「百分的百二十五」に、「百分の百」を「百分的百五」に改め、同条第二項中「百分的百二十」を「百分的百二十五」に、「百分的六十七・五」を「百分的七十」に、「百分的百」を「百分的百五」に、「百分的五十七・五」を「百分的六十」に改める。

第三十一条第二項第一号中「百分の百」を「百分的百五」に、「百分的百二十」を「百分的百二十五」に改め、同項第二号中「百分的四十七・五」を「百分的五十」に、「百分的五十七・五」を「百分的六十」に改める。

別表第一を次のように改める。

別表第一（第六条関係）

公 安 職 給 料 表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		号給	給料月額							
			円	円	円	円	円	円	円	円
	1	188,100	204,100	227,900	265,300	302,500	326,500	351,800	384,600	425,000
	2	189,900	205,800	229,900	266,800	304,300	328,600	354,000	386,800	426,800
	3	191,800	207,600	231,700	268,200	306,000	330,600	356,200	388,700	428,700
	4	193,500	209,400	233,500	269,600	307,800	332,600	358,100	390,600	430,600
	5	194,900	211,300	235,500	271,100	309,300	334,600	360,000	392,300	432,000
	6	196,800	213,400	237,000	272,400	311,100	336,100	362,000	394,300	433,600
	7	198,600	215,700	238,500	273,600	313,000	337,600	364,000	396,100	435,200
	8	200,500	217,900	240,100	274,800	314,900	339,100	365,800	397,900	436,700
	9	202,100	219,800	242,000	275,800	316,500	340,600	367,500	399,600	438,100
	10	203,800	221,900	243,600	277,000	318,500	342,800	369,500	401,500	439,800
	11	205,500	224,000	245,300	278,200	320,500	345,000	371,500	403,500	441,400
	12	207,200	225,800	246,800	279,300	322,500	347,000	373,500	405,500	442,800
	13	208,900	227,600	248,500	280,400	324,400	348,800	375,300	407,100	443,700
	14	210,900	229,400	250,400	281,700	326,000	350,800	377,300	409,200	445,300
	15	213,000	231,100	252,200	282,700	327,500	352,700	379,300	411,200	447,100
	16	215,000	232,700	254,000	283,700	329,000	354,600	381,300	413,300	448,900
	17	217,100	234,600	255,300	284,400	330,500	356,500	382,900	415,000	450,400
	18	218,900	236,000	256,800	285,800	332,700	358,500	384,900	416,600	452,200
	19	220,800	237,400	258,300	287,100	334,800	360,400	386,800	418,200	454,000
	20	222,700	238,800	259,700	288,400	336,900	362,400	388,800	419,800	455,700
	21	224,600	240,400	261,100	289,400	338,600	364,100	390,500	421,300	457,300
	22	226,400	241,900	261,900	290,400	340,400	366,000	392,600	422,900	459,000
	23	228,000	243,500	262,700	291,600	342,200	367,800	394,600	424,300	460,600
	24	229,500	245,100	263,600	292,700	344,000	369,700	396,600	425,700	462,400
	25	231,400	246,700	264,500	293,600	345,900	371,400	398,100	426,800	463,900
	26	232,800	248,300	265,600	295,100	347,900	373,400	400,100	428,200	465,300
	27	234,100	249,900	266,700	296,700	349,800	375,400	402,100	429,700	466,800
	28	235,500	251,400	267,600	298,200	351,600	377,400	404,200	431,200	468,100
	29	237,200	252,400	268,400	299,800	353,400	379,200	405,700	432,500	469,300
	30	238,900	253,900	269,400	301,500	355,500	381,300	407,500	434,200	470,000
	31	240,500	255,400	270,500	303,200	357,300	383,300	409,100	435,800	470,700
	32	242,000	256,800	271,400	304,900	359,200	385,300	410,800	437,400	471,400
	33	243,500	258,000	271,900	306,200	360,600	387,100	412,400	438,800	471,900
	34	245,200	259,000	273,100	307,800	362,600	389,200	413,900	440,500	472,700
	35	246,800	259,900	274,100	309,500	364,500	391,200	415,400	442,200	473,400
	36	248,400	260,800	275,100	311,100	366,500	393,100	416,800	443,800	474,000
	37	249,400	261,800	275,700	312,700	368,400	394,800	418,000	445,200	474,300
	38	250,900	263,000	276,600	314,100	370,500	396,200	419,500	445,900	474,900
	39	252,400	264,100	277,400	315,600	372,400	397,500	421,000	446,600	475,400
	40	253,800	264,900	278,200	317,100	374,400	398,800	422,400	447,300	475,900
	41	255,000	265,800	279,000	318,400	376,300	399,800	423,900	447,700	476,400
	42	255,900	266,800	280,000	319,900	378,400	400,900	425,200	448,300	476,800
	43	256,800	267,800	280,900	321,400	380,400	401,900	426,400	449,000	477,200
	44	257,600	268,600	281,700	322,900	382,400	402,900	427,600	449,600	477,600
	45	258,400	269,200	282,500	324,400	384,100	404,000	428,600	450,400	477,900
	46	259,400	270,300	283,700	326,100	385,800	405,200	429,300	451,100	
	47	260,300	271,200	284,900	327,800	387,400	406,300	430,100	451,600	
	48	260,900	272,300	286,200	329,400	389,000	407,400	430,900	452,100	

山 梨 県 公 報 号 外	49	261,500	273,000	287,600	330,800	390,200	408,600	431,400	452,600
	50	262,400	273,900	289,200	332,200	391,200	409,400	431,800	452,900
	51	263,300	274,800	290,500	333,600	392,200	410,200	432,200	453,200
	52	264,200	275,600	291,800	335,200	393,200	410,800	432,500	453,600
	53	264,700	276,400	293,200	336,700	394,300	411,300	432,800	454,000
	54	265,900	277,100	294,700	338,300	395,400	412,000	433,200	454,200
	55	266,700	277,900	296,100	339,900	396,500	412,700	433,500	454,500
	56	267,800	278,700	297,500	341,500	397,600	413,300	433,800	454,700
	57	268,500	279,400	298,700	342,400	398,900	414,000	434,100	455,100
	58	269,300	280,700	300,300	344,100	399,700	414,400	434,400	455,300
第四 九 号	59	270,000	281,900	301,900	345,700	400,500	415,000	434,700	455,500
	60	270,700	283,200	303,200	347,300	401,100	415,600	435,000	455,700
	61	271,300	284,500	304,500	348,900	401,600	416,000	435,300	456,100
	62	271,900	285,900	306,000	350,600	402,300	416,600	435,600	
	63	272,500	287,100	307,400	352,200	403,000	417,100	435,900	
	64	273,100	288,500	308,700	353,900	403,700	417,600	436,200	
	65	273,800	289,800	310,000	355,400	404,000	418,100	436,500	
	66	274,800	290,900	311,600	357,000	404,700	418,700	436,800	
	67	275,800	292,000	313,000	358,500	405,400	419,100	437,100	
	68	276,600	293,100	314,400	360,000	405,900	419,600	437,400	
令和 五 年 十二 月 二 十六 日	69	277,500	294,500	315,700	361,200	406,300	420,000	437,600	
	70	278,700	295,900	317,100	362,600	406,800	420,300	437,900	
	71	279,800	297,200	318,400	363,900	407,400	420,600	438,200	
	72	281,000	298,300	319,800	365,300	407,900	420,900	438,400	
	73	282,000	299,400	320,500	366,400	408,400	421,200	438,600	
	74	283,000	300,500	322,000	367,600	408,800	421,500	438,900	
	75	284,000	301,600	323,500	368,800	409,300	421,800	439,200	
	76	285,000	302,700	325,200	370,000	409,800	422,100	439,500	
	77	286,000	303,600	327,000	371,300	410,300	422,300	439,700	
	78	287,100	305,000	328,700	372,500	410,800	422,600	440,000	
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	79	288,100	306,200	330,300	373,700	411,400	422,900	440,300	
	80	288,700	307,500	331,900	374,800	411,900	423,100	440,600	
	81	289,600	308,700	333,500	375,900	412,300	423,300	440,800	
	82	290,600	310,100	335,100	377,100	412,900	423,600	441,100	
	83	291,500	311,200	336,700	378,200	413,400	423,900	441,400	
	84	292,300	312,500	338,300	379,400	413,600	424,100	441,700	
	85	293,400	313,400	339,700	380,500	413,900	424,300	441,900	
	86	294,500	314,700	341,200	381,100	414,400	424,600		
	87	295,400	316,000	342,700	381,600	414,700	424,900		
	88	296,400	317,500	344,100	382,100	415,000	425,100		
四 一	89	297,400	319,000	345,400	382,700	415,300	425,300		
	90	298,500	320,500	346,600	383,300	415,700	425,600		
	91	299,600	321,900	347,800	383,900	416,100	425,900		
	92	300,700	323,400	349,100	384,500	416,500	426,100		
	93	301,200	324,600	350,400	384,800	416,800	426,300		
	94	302,300	325,900	351,900	385,300				
	95	303,400	327,200	353,400	385,900				
	96	304,700	328,500	354,800	386,400				
	97	305,800	329,700	356,100	386,800				
	98	307,000	331,000	357,300	387,200				
	99	308,200	332,200	358,400	387,800				
	100	309,400	333,400	359,600	388,300				

		310,500	334,800	360,700	388,700				
	101	311,500	335,700	361,800	389,200				
	102	312,500	336,700	362,900	389,800				
	103	313,500	337,800	364,000	390,300				
	104								
	105	314,300	338,900	365,200	390,600				
	106	314,900	340,000	365,700	391,000				
	107	315,500	341,000	366,300	391,500				
	108	316,100	342,000	366,900	391,800				
	109	316,600	343,200	367,500	392,100				
	110	317,100	344,200	368,000	392,600				
	111	317,500	345,200	368,500	393,100				
	112	318,000	346,100	369,000	393,600				
	113	318,800	347,000	369,400	393,900				
	114	319,500	347,900	369,800	394,400				
	115	320,200	348,900	370,400	394,900				
	116	320,800	349,900	370,900	395,400				
	117	321,400	350,900	371,300	395,700				
	118	322,200	351,300	371,800	396,200				
	119	322,900	351,900	372,400	396,700				
	120	323,700	352,500	372,900	397,200				
	121	324,300	352,800	373,100	397,600				
	122	324,600	353,200	373,600	398,100				
	123	325,100	353,700	374,100	398,500				
	124	325,600	354,100	374,500	399,000				
	125	325,900	354,500	375,000	399,400				
	126		354,900	375,500					
	127		355,400	376,000					
	128		355,800	376,500					
	129		356,200	376,800					
	130			377,300					
	131			377,800					
	132			378,300					
	133			378,600					
	134			379,100					
	135			379,500					
	136			379,900					
	137			380,200					
	138			380,700					
	139			381,200					
	140			381,700					
	141			382,000					
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料額							
		円	円	円	円	円	円	円	円
		242,500	254,200	258,300	289,600	306,200	320,300	343,900	379,200
									410,900

備考 この表は、警察官である職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

第二条 山梨県警察職員給与条例の一部を次のように改正する。

第三十条第一項中「百分の百二十五」を「百分の百二十一・五」に、「百分の百五」を「百分の百一・五」に改め、同条第二項中「百分の百二十五」を「百分の百二十二・五」に、「百分の七十」を「百分の六十八・七五」に、「百分の百五」を「百分の百二・五」に、「百分の六十」を「百分の五十八・七五」に改める。

第三十一条第二項第一号中「百分の百五」を「百分の百一・五」に、「百分の百十五」を「百分の百二十二・五」に改め、同項第二号中「百分の五十」を「百分の四十八・七五」に、「百分の六十」を「百分の五十八・七五」に改める。

第三条 山梨県一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例（平成十五年山梨県条例第五十九号）の一部を次のように改正する。

第八条第四項中「百分の百一十」を「百分の百二十五」に、「百分の百六十五」を「百分の百七十五」に改める。

第四条 山梨県一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第八条第四項中「百分の百二十五」を「百分の百二十一・五」に、「百分の百七十五」を「百分の百七十」に改める。

附 則

（施行期日等）

第一条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条及び第四条の規定は、令和六年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の山梨県警察職員給与条例（以下「改正後の条例」という。）別表第一の規定は令和五年四月一日から、改正後の条例第三十条第一項及び第二項並びに第三十一条第二項の規定は同年十二月一日から適用する。

3 第三条の規定による改正後の山梨県一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例（次条において「改正後の任期付研究員等条例」という。）第八条第四項の規定は、令和五年十二月一日から適用する。
（給与の内払）

第二条 改正後の条例又は改正後の任期付研究員等条例の規定を適用する場合においては、第一条の規定による改正前の山梨県警察職員給与条例又は第三条の規定による改正前の山梨県一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の条例又は改正後の任期付研究員等条例の規定による給与の内払とみなす。

（第二号会計年度任用職員に関する経過措置）

第三条 令和五年四月一日から令和六年三月三十一日までの間における改正後の条例第八条の九の規定の適用については、同条第一項中「給料表」とあるのは「山梨県警察職員給与条例及び山梨県一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（令和五年山梨県条例第四十号）第一条の規定による改正前の第六条に定める給料表（次項において「旧公安職給料表」という。）」と、同条第二項中「公安職給料表」とあるのは「旧公安職給料表」とする。

2 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の二第一項第二号に掲げる職員の期末手当については、この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間は、改正後の条例第三十条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
（人事委員会規則への委任）

第四条 前二条に定めるもののほか、この条例の施行に關し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

山梨県職員給与条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年十二月二十六日

山梨県知事 長崎幸太郎

山梨県条例第四十一号

山梨県職員給与条例等の一部を改正する条例
（山梨県職員給与条例の一部改正）

第一条 山梨県職員給与条例（昭和二十七年山梨県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第三十三条の二第四項中「、第二十九条の二及び第三十三条」を「及び第二十九条の二」に改め、同条第五項中「第三十二条の三」を「第三十三条」に改める。
（山梨県学校職員給与条例の一部改正）

第二条 山梨県学校職員給与条例（昭和二十七年山梨県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

第二十二条の六第四項中「、第二十条の二及び第二十二条の四」を「及び第二十条の二」に改め、同条第五項中「第二十二条の三」を「第二十二条の四」に改める。
（山梨県警察職員給与条例の一部改正）

第三条 山梨県警察職員給与条例（昭和二十九年山梨県条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

第三十二条の二第四項中「、第二十六条の二及び第三十二条」を「及び第二十六条の二」に改め、同条第五項中「第三十二条の三」を「第三十二条」に改める。
（山梨県非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正）

第四条 山梨県非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和三十二年山梨県条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。
山梨県非常勤職員の報酬等に関する条例

第一条中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第五条（見出しを含む。）中「期末手当」の下に「及び勤勉手当」を加える。

第六条（見出しを含む。）及び第七条中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

（山梨県監査委員条例の一部改正）

第五条 山梨県監査委員条例（昭和四十八年山梨県条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

第六条及び第十条中「第二百四十三条の二の二第三項」を「第二百四十三条の二の八第三項」に改める。

第六条 山梨県監査委員条例（昭和四十八年山梨県条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

第六条 山梨県知事等の損害賠償責任の一報酬に関する条例（令和二年山梨県条例第六号）の一部を次のように改正する。

本則中「第二百四十三条の二第一項」を「第二百四十三条の二の七第一項」に、「第二百四十三条の二の二第二項」を「第二百四十三条の二の八第三項」に改める。

附 則**（施行期日）**

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。

（山梨県職員の懲戒に関する条例の一部改正）

2 山梨県職員の懲戒に関する条例（昭和二十七年山梨県条例第八号）の一部を次のように改正する。

第四条中「山梨県非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」を「山梨県非常勤職員の報酬等に関する条例」に改める。

山梨県道路法施行条例及び山梨県流水占用料等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年十二月二十六日

山梨県知事 長崎幸太郎

山梨県条例第四十二号
山梨県道路法施行条例及び山梨県流水占用料等に関する条例の一部を改正する条例

（山梨県道路法施行条例の一部改正）

第一条 山梨県道路法施行条例（平成十二年山梨県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「第九条第二項」を「第九条」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（占用料の額の最低額）

第七条の二 法第三十九条の二第五項の条例で定める額については、前条第一項本文及び次条の規定を準用する。この場合において、前条第一項本文中「法第三十九条の規定により徴収する占用料の額」とあるのは「法第三十九条の二第二項第六号の占用料の額の最低額」と、「法第三十二条第一項若しくは第三項の規定により許可をし、又は法第三十五条の規定により同意した占用の期間（電線共同溝に係る占用料にあっては、電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号。以下「電線共同溝整備法」という。）第十条、第十二条第一項若しくは第十二条第一項の規定により許可をし、又は電線共同溝整備法第二十一条の規定により協議が成立した占用することができる期間（当該許可又は当該協議に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をし、又は当該協議が成立した日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日から当該占用することができる期間の末日までの期間）。以下この条及び第九条において同じ。）に相当する期間」とあるのは「法第三十九条の二第一項に規定する入札対象施設等の種類その他の事項を勘案して知事が定める期間」と、次条中「減額し、又は免除する」とあるのは「前条において準用する第七条第一項の規定にかかるわらず、同項に規定する額の範囲内において別に占用料の額の最低額の下限の額を定める」と、同条第十号中「第七条」とあるのは「前条において準用する第七条第一項」と、「の占用料を徴収する」とあるのは「を占用料の額の最低額の下限の額とする」と読み替えるものとする。

第八条第十号中「前条」を「第七条」に改める。

第九条中「第七条の規定による額の」を削る。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第七条関係）

占用物件	占用料
所在地	単位

法第三十 二条第一 項第一号 に掲げる 工作物											
圧器 地下に設ける 変	圧器 路上に設ける 変	線 地下に設ける電 線その他 の線類	類 上空に設ける線 その他の線類	共架電線 その他の 上空に設ける線	その他の柱類	第二種電話柱	第二種電話柱	第一種電話柱	第二種電柱	第一種電柱	
方 積一 平 方メー リ	年 つ き 一 個に 占 用 面	年 つ き 一 年	ル に つ 一 メート ル	長 さ 一 メート ル						年 つ き 一 本に	
四三〇円	七〇〇円	四円		七円	七一円	六〇〇円 一、 一〇〇円	一〇〇円 一、 八一〇円	七一〇円 一、 七〇〇円	二〇〇円 一、 二〇〇円	八〇〇円 一、 八七〇円	第一級地
三〇〇円	四九〇円	三円		五円	五一円	一〇〇円 一、 一〇〇円	八一〇円 一、 五一〇円	二〇〇円 一、 九九〇円	一〇〇円 一、 九〇〇円	五七〇円 一、 六七〇円	第二級地
二六〇円	四二〇円	三円		四円	四三円	九四〇円 一、 六八〇円	六八〇円 一、 四三〇円	九九〇円 一、 七三〇円	一〇〇円 一、 四八〇円	四八〇円 一、 四三〇円	第三級地
二三〇円	三八〇円	二円		四円	三九円	八五〇円 一、 六二〇円	六二〇円 一、 三九〇円	九〇〇円 一、 六七〇円	一〇〇円 一、 四三〇円	四三〇円 一、 四三〇円	第四級地

法第三十 二条第一 項第一号 に掲げる 物件											
満のもの ・ 一メートル未 メートル以上 外径が○・〇七 メートル未満の もの	も の	外 径 が ○・〇七 メートル未 満の	外 径 が ○・〇七 メートル未 満の	その他	広告塔	郵便差出箱及び 信書便差出箱	変 更 庄 塔 その他 これに類するもの 及び公衆電話所				
年 つ き 一 年	ル に つ 一 メート ル	長 さ 一 メート ル	年 つ き 一 年	ト ル に つ 一 メート ル	積 一 平 方 メー リ	年 つ き 一 年	ト ル に つ 一 メート ル	積 一 平 方 メー リ	表示 面	年 つ き 一 個に	年 つ き 一 トルに
四三円	三〇円			四〇〇円 一、 〇〇〇円		八〇〇円 一、 八〇〇円		六〇〇円 一、 四二〇円	四〇〇円 一、 〇〇〇円		
三〇円	二二円			八五〇円 一、 七八〇円		八七〇円 一、 八七〇円		三六〇円 一、 三三〇円	八五〇円 一、 七八〇円		
二六円	一八円			七八〇円		五九〇円					
二三円	一六円										

外径が○・一メートル以上○・一五メートル未満のもの	外径が○・一メートル以上○・二メートル未満のもの	外径が○・二メートル以上○・三メートル未満のもの	外径が○・三メートル以上○・四メートル未満のもの	外径が○・四メートル以上○・七メートル未満のもの	外径が○・七メートル以上一メートル未満のもの	外径が一メートル以上のもの
八六〇円	四三〇円	三〇〇円	一七〇円	一三〇円	八六円	六四円
六一〇円	三〇〇円	二二〇円	一二〇円	九一円	六一円	四五円
五一〇円	二六〇円	一八〇円	一〇〇円	七七円	五一円	三八円
四七〇円	二三〇円	一六〇円	九三円	七〇円	四七円	三五円

法第三十 二条第一 項第五号 に掲げる 施設							法第三十 二条第一 項第五号 に掲げる 施設		法第三十 二条第一 項第五号 に掲げる 施設		法第三十 二条第一 項第五号 に掲げる 施設			
その他	の 他 の 催 し に 際 し て 設 け る も の	祭 礼 、 縁 日 そ の 他 の 催 し に 際 し て 設 け る も の	その 他	路	地下 に 設 け る 通	路	上空 に 設 け る 通	階 数 が 三 以 上 の も の	階 数 が 二 の も の	階 数 が 一 の も の	下室	地下街	及び地	
				方 面 積 一 平	日 積 一 平	方 面 積 一 平	占 用 面 積 一 平				年 積 一 平	方 面 積 一 平	ト ル に 積 一 平	占 用 面 積 一 平
四八〇円		四八円		四〇〇円	一、	五〇〇円	一、	四〇〇円	二、	Aに〇・〇〇七を乗じて得た額		Aに〇・〇〇六を乗じて得た額		四〇〇円
一八〇円		一八円		〇〇〇円	一、	五四〇円		九〇〇円						〇〇〇円
八七円		九円		八五〇円		二六〇円		四三〇円						八五〇円
五九円		六円		七八〇円		一八〇円		二九〇円						七八〇円

政令第七 条第一号 に掲げる 物件										
旗 <small>ぎ</small> <small>ざ</small> <small>お</small>			標識	看板 <small>(</small> アーチ である るもの を除く。)						
その 他	るも のに 設け られ る一 時的 に、 際し、 催し、 の他の 縁日そ の祭日、 その祭 禮日そ の他に するもの			その 他	るも のに 設け られ る一 時的 に、 アーチ である るもの を除く。)					
月 つき一 一本に	日 つき一 一本に	年 つき一 一本に	年 つき一 一本に	年 つき一 トルに 方メー 積一平 表示面	月 つき一 トルに 方メー 積一平 表示面	月 つき一 トルに 方メー 積一平 表示面	月 つき一 トルに 方メー 積一平 表示面	月 つき一 トルに 方メー 積一平 表示面	月 つき一 トルに 方メー 積一平 表示面	
四八〇円		四八円	一〇〇円	一、 八〇〇円	四、 八〇〇円			四八〇円		
一八〇円		一八円	八一〇円		一、 八〇〇円			一八〇円		
八七円		九円	六八〇円		八七〇円			八七円		
五九円		六円	六二〇円		五九〇円			五九円		

政令第七条第六号に掲げる仮設建築物及び同条第七号に掲げる施設	政令第七条第八号に掲げる施設	政令第七条第六号に掲げる仮設建築物及び同条第七号に掲げる施設									
		トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの	上空に設けるもの	年	占用面積二平方メートルにつき一	月	トルにつき一				
政令第七条第九号に掲げる施設	建築物	その他	他のもの	地下トンネルの上を除く。（）に設けるもの	地下トンネルの上を除く。（）に設けるもの	の階数が二のもとのもの	の階数が二のもとのもの	の階数が二のもとのもの	の階数が二のもとのもの	の階数が二のもとのもの	の階数が二のもとのもの
Aに○・〇一二を乗じて得た額	Aに○・〇一二五を乗じて得た額	Aに○・〇一二九を乗じて得た額	Aに○・〇二二を乗じて得た額	Aに○・〇一七を乗じて得た額	Aに○・〇一七六を乗じて得た額	Aに○・〇一七七を乗じて得た額	Aに○・〇一八四を乗じて得た額	Aに○・〇一九四を乗じて得た額	Aに○・〇一九九を乗じて得た額	Aに○・〇二〇五を乗じて得た額	Aに○・〇二一五を乗じて得た額
Aに○・〇一五を乗じて得た額	Aに○・〇一九九を乗じて得た額	Aに○・〇二二二を乗じて得た額	Aに○・〇二三五を乗じて得た額	Aに○・〇二七七を乗じて得た額	Aに○・〇三〇六を乗じて得た額	Aに○・〇三一七を乗じて得た額	Aに○・〇三三四を乗じて得た額	Aに○・〇三五七を乗じて得た額	Aに○・〇三八四を乗じて得た額	Aに○・〇四一五を乗じて得た額	Aに○・〇四四五を乗じて得た額
Aに○・〇一九を乗じて得た額	Aに○・〇二二九を乗じて得た額	Aに○・〇二六九を乗じて得た額	Aに○・〇三〇五を乗じて得た額	Aに○・〇三五七を乗じて得た額	Aに○・〇四〇九を乗じて得た額	Aに○・〇四六一を乗じて得た額	Aに○・〇五二三を乗じて得た額	Aに○・〇五八五を乗じて得た額	Aに○・〇六四七を乗じて得た額	Aに○・〇七〇九を乗じて得た額	Aに○・〇七七一を乗じて得た額
Aに○・〇一七を乗じて得た額	Aに○・〇二一七を乗じて得た額	Aに○・〇二五七を乗じて得た額	Aに○・〇三〇一を乗じて得た額	Aに○・〇三五七を乗じて得た額	Aに○・〇四一七を乗じて得た額	Aに○・〇四七七を乗じて得た額	Aに○・〇五三七を乗じて得た額	Aに○・〇五九七を乗じて得た額	Aに○・〇六五七を乗じて得た額	Aに○・〇七一七を乗じて得た額	Aに○・〇七七七を乗じて得た額

		政令第七条第十二条に掲げる器具	政令第七条第十二号に掲げる器具	その他	の上空に設けるもの	の面下に設けるもの	トンネルの上又は自動車専用道路（高架のものに限る。）の路	路面下に設けるもの	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	その他	建築物	政令第七条第十号に掲げる施設及び自動車駐車場	政令第七条第十号に掲げる施設及び自動車駐車場
の	上空に設けるもの												
の	上空に設けるもの	政令第七条第十三号に掲げる施設	政令第七条第十二条に掲げる器具	その他	の上空に設けるもの	の面下に設けるもの	トンネルの上又は自動車専用道路（高架のものに限る。）の路	路面下に設けるもの	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	その他	建築物	政令第七条第十号に掲げる施設及び自動車駐車場	政令第七条第十号に掲げる施設及び自動車駐車場

電話柱			電柱			区分	単位	金額	その他	
第三種	第二種	第一種	第三種	第二種	第一種				年	一本につき一
六〇〇円	一、〇〇円	一、〇〇円	七一〇円	七〇〇円	一、〇〇円	八〇〇円	第一級地			
一〇〇円	一、〇〇円	八一〇円	五一〇円	二〇〇円	一、〇〇円	八七〇円	第二級地			
九四〇円	六八〇円	四三〇円	九九〇円	七三〇円	四八〇円	四八〇円	第三級地			
八五〇円	六二〇円	三九〇円	九〇〇円	六七〇円	四三〇円	四三〇円	第四級地			

埋設物又は架設物						看板、広告板その他これらに類するもの			鉄塔		その他の柱類	
外径が〇・一メートル以上	外径が〇・一メートル未満のもの	外径が〇・一メートル以上〇・一メートル未満のもの	外径が〇・〇七メートル以上〇・一メートル未満のもの	外径が〇・〇七メートル未満のもの	外径が〇・〇七メートル未満のもの	年	つき一年	方メートルにつき一	積一平方メートルにつき一年	占用面積一平方メートルにつき一年	一、〇〇〇円	七一円
八六円	六四円	四三円	三〇円	三〇円	三〇円			八〇〇円	四、〇〇円		一、〇〇〇円	
六一円	四五円	三〇円	二一円	二一円	二一円			八〇〇円	一、〇〇円		〇〇〇円	五一円
五一円	三八円	二六円	一八円	一八円	一八円			八七〇円			八五〇円	四三円
四七円	三五円	二三円	一六円	一六円	一六円			五九〇円			七八〇円	三九円

別表備考第一号口中「及び南都留郡富士河口湖町」を「、南都留郡山中湖村及び同郡富士河口湖町」に改め、同号ハ中「、同郡山中湖村」を削る。
 (山梨県流水占用料等に関する条例の一部改正)
第二条 山梨県流水占用料等に関する条例(平成十二年山梨県条例第二十五号)の一部を次のように改正する。
 別表第一号イの表を次のように改める。

イ 電柱等

Aに〇・〇三一を乗じて得た額

○・二メートル未満のもの	三メートル未満のもの	四メートル未満のもの	外径が○・三メートル以上○・四メートル未満のもの	外径が○・四メートル以上○・七メートル未満のもの	外径が○・七メートル以上一メートル未満のもの	外径が一メートル以上のもの
一三〇円	九一円	七七円	一七〇円	一二〇円	一〇〇円	八六〇円
九一円	七七円	七〇円	一七〇円	一二〇円	一〇〇円	六一〇円
七七円	七〇円	九三円	一七〇円	一二〇円	一〇〇円	五一〇円
七〇円	九三円	一一〇円	一七〇円	一二〇円	一〇〇円	四七〇円

別表備考第一号口中「及び南都留郡富士河口湖町」を「、南都留郡山中湖村及び同郡富士河口湖町」に改め、同号ハ中「、同郡山中湖村」を削る。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。